

第3次男女共同参画基本計画

平成22年12月17日

男女共同参画基本計画の変更について

〔 平成 22 年 12 月 17 日 〕
閣 議 決 定

政府は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）
第 13 条第 1 項の規定に基づき、男女共同参画基本計画の全部を
別紙のとおり変更する。

男女共同参画基本計画

目 次

第1部	基本的な方針	1
第2部	施策の基本的方向と具体的施策	5
第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	5
第2分野	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	15
第3分野	男性、子どもにとっての男女共同参画	21
第4分野	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	31
第5分野	男女の仕事と生活の調和	41
第6分野	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	48
第7分野	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	52
第8分野	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	59
第9分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶	67
第10分野	生涯を通じた女性の健康支援	83
第11分野	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	93
第12分野	科学技術・学術分野における男女共同参画	99
第13分野	メディアにおける男女共同参画の推進	102
第14分野	地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進	106
第15分野	国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	111
第3部	推進体制	116

第1部 基本的な方針

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。

我が国においては、これまで国際的な動きと軌を一にし、多くの女性たちの活動に支えられながら、男女共同参画社会の実現に向けて平成11年法律第78号の男女共同参画社会基本法の制定、男女共同参画会議の設置など国内本部機構（ナショナル・マシーナリー）の充実・強化、男女共同参画基本計画に基づく取組等を推進してきた。しかしながら、我が国の男女共同参画の現状は、まだ道半ばの状況にあり、国際連合の女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「女子差別撤廃委員会」という。）の我が国に対する最終見解（平成21年8月公表）においても、多くの課題が指摘されている。

また、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠である。

このため、本年7月の男女共同参画会議からの答申「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして、第3次男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）を策定する。

1 第3次基本計画策定に当たっての基本的考え方

策定に当たっては、以下のような基本的考え方に立っている。

- ① 男女共同参画会議の答申に示された基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- ② 固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」（以下「仕事と生活の調和」という。）、「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援施策」、「人権施策」など、政府が一体となって府省横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- ③ 女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。

2 第3次基本計画において改めて強調している視点

第3次基本計画において改めて強調している視点は以下のものである。

① 女性の活躍による経済社会の活性化

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材を活用することは、我が国の経済社会の活性化にとって必要不可欠である。また、女性はその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大という観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で持続的に新たな価値を創造するために不可欠である。

② 男性、子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から捉えることが不可欠である。長時間労働の抑制等働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要である。

また、次代を担う子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち、そして幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要である。近年、ひとり親家庭の子どもや性犯罪の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要である。

③ 様々な困難な状況に置かれている人々への対応

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすい。また、障害がある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。

家庭や地域における男女共同参画の推進や女性が働きやすい就業構造への改革など男女共同参画の推進が、様々な困難な状況に置かれている人々への対応にとって不可欠である。

④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であることから、暴力を容認しない社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取組を総合的に推進することが必要である。

⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要であり、また、人々に最も身近な暮らしの場である地域における様々な取組が不可欠である。

3 今後取り組むべき喫緊の課題

2において改めて強調した視点を前提にした上で、今後5年間の計画期間において取り組む課題のうち、特に早急に対応すべき課題は以下のとおりである。

① 実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定。以下「『2020年30%』の目標」という。）の達成に向けて、取組の強化・加速が不可欠である。クォータ制（割当制）やインセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式など多種多様な手段のうち、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進する。

② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要であり、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行に変更するといった視点から、固定的性別役割分担を前提とした制度・慣行の見直しを行う。

男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させるため、男女の置かれた状況を客観的に把握するための男女別等統計（ジェンダー統計）の充実に努めるとともに、ジェンダー予算の在り方や家庭で担われている育児、介護などの経済的・社会的評価のための調査・研究を行う。

③ 雇用・セーフティネットの再構築

女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保することができるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消や「M字カーブ問題」の解消、長時間労働の抑制、非正規雇用における課題への取組を進める。

様々な生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、家族や地域の持つ相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築や、個人の様々な生き方に沿った切れ目ないサービスの提供を推進する。また、障害者や定住外国人が、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合に、適切な支援を行う。

④ 推進体制の強化

男女共同参画社会を実現するため、国内の推進力を一層強化していくことが必要である。国内本部機構の機能を最大限発揮できるようにするため、総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、第3次基本計画や女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能の強化等を図るとともに、政府のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるようにする。

地方公共団体や民間団体等における取組を支援して各団体等がそれぞれの機能を十分発揮できるよう、有機的な連携を図った取組を強化する。

4 第3次基本計画の構成

第3次基本計画は、この「基本的な方針」（第1部）、「施策の基本的方向と具体的施策」（第2部）及び「推進体制」（第3部）で構成している。

第2部では、男女共同参画を推進する15の重点分野を掲げて、それぞれの分野について「基本的考え方」を定めている。また、「基本的考え方」の下で、平成32年までを見通した長期的な政策の方向性と平成27年度末までに実施する具体的施策をそれぞれ「施策の基本的方向」と「具体的施策」において記述している。

さらに、本計画を実効性のあるアクション・プランとするため、各重点分野において「成果目標」を示している。「成果目標」とは、それぞれの重点分野において掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準である。また、当該成果目標に係る項目に直接取り組む機関・団体等が、地方公共団体や民間団体など政府以外の場合には、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けられるものである。

第3部では、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化について記述している。

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

<基本的考え方>

女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っている。しかし、これらの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低調であり、男女共同参画社会基本法の制定から10年余りを経過した現在もなお大きな課題となっている。

特に、政治分野における女性の参画の拡大は重要である。民主主義社会では、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができなければならない。また、本格的な少子高齢社会を迎え人口構成の激変を目前にして新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中、女性の関心事項を始めとして、男女共同参画の推進に向けた政策・方針を政治的な優先課題に反映させることも重要である。

また、経済分野においても、将来にわたって持続可能で多様性に富んだ繁栄を続けるためには、多様な人材の能力の活用等の観点から、経済の牽引者としての女性の役割を認識し、女性の経済活動の機会を創造し拡大する必要がある。しかし、我が国の女性の経済活動への参画は他の先進諸国と比較して低い水準にあるのみならず、その進捗も遅い。

政府は、これまで男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月27日閣議決定）に基づき、「2020年30%」の目標の達成に向けて、女性の国家公務員や国の審議会等の女性委員など政府が直接取り組むことができる分野については、具体的な数値目標を設定して取組を進めてきた。これに対して、政府から政党や民間企業などに具体的な取組を働きかけることについては、積極的ではなかった。

しかし、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、我が国の社会にとって喫緊の課題であり、特に、政治や経済の分野におけるその緊要性は高い。「2020年30%」の目標を社会全体で共有するとともに、その達成のために官民を挙げて真剣に取り組んでいかなければならない。

政府においては、それぞれの分野や実施機関・団体等の特性に応じて具体的な数値目標と期限を設定することによって実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進するなど取組を強化して加速するとともに、政治分野や経済分野に関しても、理解を求めつつ、積極的な取組を促すなど働きかけを行う。

<目標>

項目	現状	目標 (期限)
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	16.7% (平成 21 年)	30% (平成 32 年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	22.9% (平成 22 年)	30% (平成 32 年)

※ 「目標」は、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
検察官（検事）に占める女性の割合	18.2% (平成 21 年)	23% (平成 27 年度末)
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	26.1% (平成 22 年度)	30%程度 (平成 27 年度末)
国家公務員採用 I 種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合	25.7% (平成 22 年度)	30%程度
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合	5.1% (平成 20 年度) ※平成 21 年 1 月現在	10%程度 (平成 27 年度末)
国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	2.2% (平成 20 年度) ※平成 21 年 1 月現在	5%程度 (平成 27 年度末)
国の指定職相当に占める女性の割合	1.7% (平成 20 年度) ※平成 21 年 1 月現在	3%程度 (平成 27 年度末)
国家公務員の男性の育児休業取得率	0.7% (平成 20 年度)	13% (平成 32 年)

項目	現状	成果目標 (期限)
国の審議会等委員に占める女性の割合	33.2% (平成 21 年)	40%以上 60%以下 (平成 32 年)
国の審議会等専門委員等に占める女性の割合	16.5% (平成 21 年)	30% (平成 32 年)
都道府県の地方公務員採用試験（上級試験）からの採用者に占める女性の割合	21.3% (平成 20 年)	30%程度 (平成 27 年度末)
都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合	5.7% (平成 21 年)	10%程度 (平成 27 年度末)
地方公務員の男性の育児休業取得率	0.6% (平成 20 年度)	13% (平成 32 年)
都道府県の審議会等委員に占める女性の割合	28.4% (平成 21 年)	30% (平成 27 年)
市区町村の審議会等委員に占める女性の割合	23.3% (平成 21 年)	30% (平成 27 年)
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	6.5% (平成 21 年)	10%程度 (平成 27 年)

施策の基本的方向

男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は極めて重要であり、「2020年30%」の目標の達成までに残された時間は少ない。このため、平成27年（2015年）までの政府全体の間目標を設定することも必要である。平成32年（2020年）までの目標の達成に向けて、多様な積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の検討・実施、固定的性別役割分担意識の解消、ロールモデルの提示や教育等による女性自身の意識や行動の改革、仕事と生活の調和の推進など、政府全体であらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための措置を講じる。

特に、女性国家公務員の採用及び管理職への登用については、国家公務員法に定める平等取扱と成績主義の原則に基づきながら、国が率先して政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する観点から、政府は、人事院の策定する指針を踏まえて、目標の達成に向けて積極的に取り組む。

また、政治分野や経済分野に関しても、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進について理解を求めつつ、積極的な取組を促すなど働きかけを行う。

（1）政治分野における女性の参画の拡大

具体的施策	担当府省
<p>ア 国の政治における女性の参画の拡大</p> <p>①国会議員における女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合を高めるため、各政党に対して、インセンティブの付与、具体的な数値目標の設定、候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制の導入などを検討するよう要請する。 <p>②政党における女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 政党別の男女共同参画の推進状況について調査し、その結果を公表するとともに、各政党に対して、女性党員、女性役員、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合が高まるよう要請する。 	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p>
<p>イ 地方の政治における女性の参画の拡大</p> <p>①地方公共団体の議会の議員における女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の議会の議員候補者における女性の割合が高まるよう、仕事と生活の調和の推進体制の整備も含めて、政党や地方六団体に要請する。 <p>②女性の地方公共団体の長のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の地方公共団体の長のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。 	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p>
<p>ウ 政治分野における男女共同参画の推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治分野における男女共同参画が極めて重要であることを踏まえ、女性議員の比率が高い国等諸外国の法制度、政策の調査を行い、その結果を広く一般に公表するとともに、政治分野における女性の参画の拡大の重要性について積極的に啓発活動を行う。 衆議院比例代表選出議員候補者名簿及び参議院比例代表選出議員候補者名簿の一定割合を女性に割り当てるクォータ制も含めた多様な積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について、諸外国の制度、政策なども参考にして検討する。 	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p>

(2) 司法分野における女性の参画の拡大

具体的施策	担当府省
<p>ア 検察官における女性の参画の拡大</p> <p>①検察官における女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検察官における女性の採用について、「2020 年 30%」の目標の達成に向けて積極的に取り組む。また、検事に占める女性の割合について、平成 27 年（2015 年）度末までに 23%とすることを目標とする。 <p>②女性のロールモデルの発掘等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を促進する。 <p>③仕事と生活の調和の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検察官における仕事と生活の調和の推進については、行政分野における女性の参画の拡大における具体的施策を着実に推進する。 	<p>法務省</p> <p>法務省</p> <p>法務省</p>
<p>イ 裁判官における女性の参画の拡大</p> <p>①裁判官における女性の採用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判官における女性の採用について、「2020 年 30%」の目標の達成に向けて具体的な中間目標を設定して積極的に取り組むよう要請する。 <p>②女性のロールモデルの発掘等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を要請する。 <p>③仕事と生活の調和の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年 12 月 18 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議策定。平成 22 年 6 月 29 日改定。以下「仕事と生活の調和憲章・行動指針」という。）に基づき、仕事と生活の調和に積極的に取り組むよう要請する。 	<p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府、法務省</p>
<p>ウ 弁護士における女性の参画の拡大</p> <p>①弁護士における女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士における女性の参画について、「2020 年 30%」の目標の達成に向けて具体的な中間目標を設定して取り組むよう、日本弁護士連合会及び弁護士会に要請する。 ・ 弁護士の過疎問題に関する取組の中で、日本弁護士連合会及び弁護士会に対して、女性弁護士がゼロである地域を減らすための取組について検討するよう要請する。 <p>②女性のロールモデルの発掘等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を要請する。 <p>③仕事と生活の調和の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と生活の調和憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和に積極的に取り組むよう要請する。 	<p>内閣府、法務省</p> <p>法務省</p> <p>法務省</p> <p>内閣府、法務省</p>

(3) 行政分野における女性の参画の拡大

具体的施策	担当府省
<p>ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p> <p>①女性国家公務員の採用・登用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員試験からの採用者に占める女性の割合について、試験の種類や区分ごとの女性の採用に係る状況等も考慮しつつ、平成27年（2015年）度末までに、政府全体として30%程度とすることを目標とする。なお、新たな試験制度が導入されるまでは、これに加えて、国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合を政府全体で30%程度とすることも併せて目標とする。 ・「2020年30%」の目標の達成に向けた政府全体の間目標として、平成27年（2015年）度末までに、国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合について政府全体として5%程度とすることを目指すことを基本とし、さらに、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合について政府全体として10%程度、国の指定職相当に占める女性の割合について政府全体として3%程度とするよう努め、女性職員の登用を積極的に進める。その際、各府省において、女性職員の人数、割合等の現状やこれまでの採用及び人材育成の取組の進捗等を考慮して、できる限りそれぞれの割合が高まるよう取り組む。 ・国家公務員の成績主義の原則を前提としつつ、従来の人事慣行を見直し、女性職員の職域拡大を図るなど職務経験を通じた積極的なキャリア形成を支援するとともに、中途採用、人事交流等を通じて女性の管理職への登用を強力に推進する。 ・各府省において、人事院が策定する女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針や政府全体の目標等を踏まえて、「女性職員の採用・登用拡大計画」の見直しを図り、総合的かつ計画的に取組を推進する。各府省で定める「女性職員の採用・登用拡大計画」においては、女性国家公務員の採用及び管理職への登用について具体的な中間目標を設定し、目標達成のための工程表を作成する。中間目標の設定に当たっては、例えば、府省全体及び部局等の適切な区分ごとに設定したり、役職段階別（本省課室長相当職以上、地方機関課長・本省課長補佐相当職以上、係長級以上）に設定したりするなど、実効性のあるものとする。 ・女性国家公務員の採用及び登用、各府省における取組状況等について、定期的に調査し、その結果を公表するなどのフォローアップを行う。 ・国家公務員制度改革において、男女共同参画社会の形成に資する観点から女性の採用及び管理職への登用が進むよう積極的に取り組むとともに、必要に応じて新たな目標を設定する。 ・女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項について検討する。 <p>②研修の機会の充実及び女性のロールモデルの発掘等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員に対する研修の機会の充実を図るとともに、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルを発掘し、活躍事例を提供するほか、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を促進する。 ・管理職を含めた様々な階層の職員向けの男女共同参画推進に関する研修の実施等に努める。 	<p>全府省</p> <p>全府省</p> <p>全府省、【人事院】</p> <p>全府省</p> <p>総務省</p> <p>全府省、【人事院】</p> <p>全府省、【人事院】</p> <p>全府省、【人事院】</p> <p>全府省、【人事院】</p> <p>全府省、【人事院】</p>

③仕事と生活の調和の推進	全府省
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和に積極的に取り組む。 ・育児休業について、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）における「2020 年までの目標」を踏まえて、各府省において男性職員の育児休業取得促進を率先して実施し、平成 32 年（2020 年）までに、政府全体として 13%となることを目指す。 	全府省
<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間を短縮することができる育児短時間勤務・育児時間や始業時刻を弾力的に変更できる早出・遅出勤務の活用促進といった柔軟な働き方を推進するなど、男性職員、女性職員ともに育児休業以外の仕事と育児・介護の両立支援制度についても広く活用促進に努める。 	全府省
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業、介護休暇等の取得促進を図るため、代替要員の確保に努めるとともに、育児休業、介護休暇等の取得を想定した人事配置など仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を推進する。 	全府省
<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化を図るとともに、勤務状況の的確な把握など勤務時間管理を徹底することによって超過勤務の更なる縮減に取り組む。 	全府省
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和を図る観点から、テレワーク（情報通信技術を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方）の導入に努める。 	全府省
④国の審議会等委員における女性の参画の拡大	全府省
<ul style="list-style-type: none"> ・国の審議会等委員について、引き続き、専門的知識・技術を有する女性の発掘・育成、幅広い専門分野からの女性の登用、受益者・消費者という立場からの女性の登用、公募における女性の積極的な選考などによって、女性委員の割合を高めるよう取組を推進する。 	全府省
<ul style="list-style-type: none"> ・国の審議会等委員について、平成 32 年（2020 年）までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員が委員の総数の 40%未満とならない状態（女性委員の割合が 40%以上 60%以下）を目指す。 	全府省
<ul style="list-style-type: none"> ・臨時委員、特別委員及び専門委員については、平成 32 年（2020 年）までのできる限り早い時期に、政府全体として、女性委員の割合が 30%となることを目指す。 	全府省
<ul style="list-style-type: none"> ・団体推薦による審議会等委員について、引き続き、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。 	全府省
<ul style="list-style-type: none"> ・各審議会の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表しつつ、計画的に取組を進める。 	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> ・国の審議会等の女性委員等の人材に関して、個人情報の保護に配慮しつつ、引き続き情報提供を行う。 	内閣府
⑤独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画の拡大	関係府省
<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対して、それぞれの機関の役員において女性を積極的に登用するとともに、女性の政策・方針決定過程への参画を拡大するための計画を策定するなど積極的な取組を促進するよう強く要請する。 	関係府省
イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
①女性地方公務員の採用・登用の促進	
<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員採用試験（上級試験）からの採用者について、各地方公共団体及び地方六団体に対して、女性を積極的に採用するよう協力を要請する。 	内閣府、総務省

<ul style="list-style-type: none"> 各地方公共団体における採用及び管理職への登用について、具体的な中間目標を設定するなど女性職員の登用が積極的に進むよう協力を要請する。 	内閣府、総務省
<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員の成績主義の原則を前提としつつ、これまでの慣行などにとらわれることなく、女性職員の職域拡大を図るなど職務経験を通じた積極的なキャリア形成を支援するとともに、中途採用、人事交流等を通じて女性の管理職への登用を強力に推進するよう要請する。 	内閣府、総務省
<p>②女性のロールモデルの発掘等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルを発掘し、活躍事例を提供するほか、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を促す。 	内閣府、総務省
<p>③仕事と生活の調和の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 仕事と生活の調和憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和に積極的に取り組むよう要請する。 	内閣府、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 育児休業について、「新成長戦略」における「2020年までの目標」を踏まえて、国家公務員に準じて男性職員の育児休業取得促進を実施するよう要請する。 	内閣府、総務省
<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間を短縮することができる育児短時間勤務・部分休業や始業時刻を弾力的に変更できる早出・遅出勤務の活用を促進するといった柔軟な働き方を推進するなど、男性職員、女性職員ともに育児休業以外の仕事と育児・介護の両立支援制度についても広く活用促進に努めるよう要請する。 	内閣府、総務省
<ul style="list-style-type: none"> 育児休業、介護休暇等の取得促進を図るため、代替要員の確保に努めるとともに、育児休業、介護休暇等の取得を想定した人事配置など仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を推進するよう要請する。 	内閣府、総務省
<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇（時間単位のものも含む。）等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。 	総務省
<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化を図るとともに、超過勤務の更なる縮減に取り組むよう要請する。 	内閣府、総務省
<p>④地方公共団体の審議会等委員への女性の参画の拡大</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の参画の一層の推進を要請する。 	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> 職務指定委員に係る法令上の規定について、検討して必要な見直しを行うとともに、地方公共団体に対し柔軟な対応を働きかける。 	内閣府、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめて提供するとともに、女性の人材に関する情報を提供する。 	内閣府
<p>⑤市町村における取組の促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 市町村における取組を促進するため、都道府県が市町村に支援と助言を行うよう協力を要請する。また、都道府県と市町村が女性の人材情報を共有することができるよう双方に要請する。 	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画宣言都市等に対して、特に積極的に取り組むよう奨励する。 	内閣府

<p>ウ 行政分野における男女共同参画の推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が地方公共団体の職員に対して研修を行う場合には、女性職員の参加を奨励するなど、男女を問わず能力開発の機会を積極的に提供する。 ・地方公共団体の主体的な取組が進むよう適切な助言、情報の収集・提供を行うとともに、各地方公共団体の取組状況の把握に努め、必要な支援等について検討を行う。 ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進について、実施状況やその効果について調査研究を行うとともに、実効性ある具体的な措置について情報提供を行い、普及に努める。 	<p>全府省 内閣府、総務省 内閣府</p>
--	--------------------------------

(4) 雇用分野における女性の参画の拡大

<p>具体的施策</p>	<p>担当府省</p>
<p>ア 企業における女性の参画の拡大</p> <p>①企業の管理職等における女性の登用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業における女性の採用や管理職・役員における女性の登用について、経済団体、業種別全国団体等を通じて現状を的確に把握した上で具体的な目標を設定するなど実効性のある取組を行うよう要請する。 <p>②女性のロールモデルの発掘等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女を問わず家庭責任を有する労働者が公平に評価され、意欲を持って働き続けられるような雇用処遇体系の検討を促す。また、企業において誰もが目指すことのできるような身近なロールモデルの発掘や、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を促す。 <p>③仕事と生活の調和の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和に積極的に取り組むよう要請する。 	<p>内閣府、関係府省 内閣府、関係府省 内閣府、関係府省</p>
<p>イ 企業における男女共同参画の推進方策</p> <p>①男女共同参画の取組に対する表彰等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業における女性の参画の拡大に向けた取組を促進するため、情報提供、表彰などを積極的に行う。 <p>②公共調達等における企業の評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の自主的な取組を促進するため、公共調達において、男女共同参画に関連する調査の委託先を選定する際に、男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するとともに、更なる取組を検討する。また、男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する支援の在り方（税制等を含む。）を検討する。 ・国や地方公共団体が実施する事業について、先進的な事例としての男女共同参画を要件とする「クロスコンプライアンス」（補助金等の採択に当たって男女共同参画等の別の施策によって設けられた要件の達成を求める手法）の活用について検討する。 ・公共調達において、適正な労働条件の確保に資する取組、男女共同参画への積極的な取組等を受託企業の条件とすることについて、法整備も含めて検討する。 	<p>内閣府、関係府省 内閣府、厚生労働省、関係府省 内閣府、関係府省 内閣府、厚生労働省、関係府省</p>

<p>③企業における女性の管理職のネットワークの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業で管理職として活躍する女性のネットワーク作りを支援するとともに、ネットワークの構成員の人脈を通じて新たな人材を発掘して育成する。 	内閣府
<p>④企業における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の役員について一定の女性比率を義務付けるなど、諸外国における先進的な取組も踏まえて、企業の特性等に応じた実効性のある具体的な積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を検討する。 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進について、実施状況やその成果について調査研究を行うとともに、実効性のある具体的な措置について情報提供を行い、普及に努める。 	内閣府、関係府省 内閣府、厚生労働省
<p>⑤ベンチマーク等の作成・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業における女性の活躍の推進状況を測ることができる物差しとなる値（ベンチマーク）や指針の作成・提供を行う。 	厚生労働省
<p>⑥その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、第4分野（雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保）及び第5分野（男女の仕事と生活の調和）における関連施策の着実な推進を図る。 	関係府省

（５） その他の分野における女性の参画の拡大

具体的施策	担当府省
<p>ア その他の分野における女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済団体、労働組合、協同組合、教育・研究機関、医師等の専門的職業及び職能団体、業種別全国団体、PTA、スポーツ団体、自治会、市民活動団体等の各種機関・団体・組織に対して、女性の能力発揮がそれぞれの団体・組織・業界や地域の活性化に不可欠という認識の醸成を図るとともに、「2020年30%」の目標の達成に向けて、平成27年（2015年）までの目標や、現状において女性がゼロである場合に「最低1名・女性1割運動」の展開などの目標を設定するよう要請する。 上記のほか、第6分野（活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進）、第10分野（生涯を通じた女性の健康支援）、第11分野（男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実）、第12分野（科学技術・学術分野における男女共同参画）、第13分野（メディアにおける男女共同参画の推進）及び第14分野（地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進）における関連施策の着実な推進を図る。 	内閣府、関係府省 関係府省
<p>イ その他の分野における男女共同参画の推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について定期的に調査して情報提供する。 地方公共団体やNGOが行う女性リーダーの育成について支援を行う。 各団体における女性の活躍の推進状況を測ることができる物差しとなる値（ベンチマーク）や指針の作成・提供を検討する。 	内閣府 内閣府、関係府省

（注1）「担当府省」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

<基本的考え方>

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行については、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではあるが、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。その際、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が重要である。

我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた社会制度・慣行の見直しを進める。

また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進めるとともに、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会の形成に必要な法制度等の理解促進のため、効果的な広報・啓発等を行う。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	64.6% (平成 21 年)	100% (平成 27 年)
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成 21 年)	50%以上 (平成 27 年)
「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	37.0% (平成 21 年)	50%以上 (平成 27 年)
6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1 日当たり 60 分 (平成 18 年)	1 日当たり 2 時間 30 分 (平成 32 年)

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の基本的方向	
<p>多様なライフスタイルを尊重し、ライフスタイルの選択に対し中立的に働くよう社会制度・慣行を見直す。その際、核家族化、共働き世帯の増加、未婚・離婚の増加、単身世帯の増加などの家族形態の変化やライフスタイルの多様化に対応し、男性片働きを前提とした世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築、国際規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化といった視点が必要である。また、女性の就業調整等を促す可能性のある制度の見直し、高齢期の経済的自立につながる制度・環境の整備が重要である。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税制、社会保障制度、家族に関する法制、賃金制度等、女性の就業を始めとする社会における活動の選択に大きな関わりを持つ諸制度・慣行について、世論の動向を把握し、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも留意しつつ、男女の社会（家庭を含む。）における活動の選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する。 	内閣府、関係府省
<p>イ 税制の見直しの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税制については、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。個人所得課税については、従来は片働き夫婦子二世帯を標準世帯と考えて検討される側面が強かったが、今後は個人を中心とした考えを重視する必要がある。国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める。 	財務省
<p>ウ 社会保障制度の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度について、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。新たな年金制度についても、パートタイム労働者への年金制度の適用の在り方も含め、この視点を十分に踏まえて検討を行っていく。その際、第3号被保険者制度を今後どのようにしていくかという問題は、年金制度の基本的な体系に関わるものであり、新たな年金制度に関する議論の中で幅広い観点から検討していく。 	厚生労働省
<p>エ 家族に関する法制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進める。 また、再婚の増加等に伴う家族の在り方の多様化、少子化など時代の変化等に応じ、家族法制の在り方等について広く課題の検討を行う。 	内閣府、法務省
<p>オ 政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等</p> <p>①政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の施策及び社会制度・慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（以下「男女共同参画影響調査」という。）を実施する。また、地方公共団体に対して男女共同参画影響調査に関する情報提供を行い、地方での同様の取組を促す。 	内閣府

<p>②職場・家庭・地域等における慣行の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場・家庭・地域等様々な場における慣行のうち、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて、広くその見直しを呼びかける。 	内閣府
--	-----

2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

施策の基本的方向	
<p>男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識である。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだに根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。</p> <p>また、男女共同参画社会の形成に向けて、国民の理解を得るための手立てをより一層講じる。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性や若者世代にとっての男女共同参画社会の形成の意義と責任や、地域・家庭等への男性や若者世代の参画を重視した広報・啓発活動を推進するとともに、男性や若者世代等を対象とした学習プログラムの開発・実施を推進する。 	内閣府、文部科学省、関係府省
<p>イ 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性、子ども、若者世代などを含め、あらゆる層に対し、男女共同参画社会の形成の意義と責任や、それぞれの立場からの参画への取組を重視した広報・啓発活動を推進する。 ・「男女共同参画社会」という用語の周知度を向上させる。 	内閣府、関係府省 内閣府
<p>ウ 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進</p>	
<p>①多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報等において男女共同参画に関する広報を積極的に実施する。 ・職場・家庭・地域において、男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すとともに、男女共同参画を一層進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する。その際、既に様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く世の中に目に見える形で伝わるように配慮する。また、特に、若者世代の男女への普及・啓発について留意する。これらの活動は、地方公共団体、NGO等の協力を得つつ行い、「男女共同参画週間」、「行政相談週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等多様な機会を通じ、活字、映像、インターネットといった多様な広報・通信媒体を通じて進める。 	全府省 全府省
<p>②多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表からなる男女共同参画推進連携会議や地域版連携会議の活動を通じて、広く各界各層との情報及び意見の交換や広報・啓発を行い、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進する。また、地方公共団体、NGO等との連携の下に、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催など全国レベル、地方レベルで関係者が一堂に会する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図る。 	内閣府

3 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

施策の基本的方向	
<p>人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の拡充を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 教育・啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や社会教育において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図る。 ・国民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な啓発活動を行う。 	<p>文部科学省</p> <p>内閣府、法務省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>イ 法令や条約の分かりやすい広報等による周知の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの国内法令、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）などの条約等、男女共同参画に関する国内外の動向等（以下「男女共同参画に関連の深い法令・条約等」という。）について、分かりやすい広報の工夫などにより、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。その際、児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある者に対して配慮する。 ・「女子差別撤廃条約」という用語の周知度を向上させる。 	<p>内閣府、法務省、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p>
<p>ウ 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。また、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員の研修の充実を図る。 ・各種人権問題の相談に応ずるため、全国の常設人権相談所に加え、各法務局・地方法務局の専用相談電話「女性の人権ホットライン」や特設人権相談所を引き続き設置し、男女共同参画社会の実現のための啓発活動や人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動に積極的に取り組む。また、相談内容に応じた助言のほか、関係機関への通報、日本司法支援センターへの紹介、人権侵犯事件としての調査・処理を通じた救済の充実強化に努める。さらに、これらの制度や活動について、その趣旨や内容を周知し、その定着を図るため、広報活動の一層の充実を図る。 	<p>内閣府、総務省、法務省、厚生労働省</p> <p>法務省</p>
<p>エ 外国人のための人権相談所の充実等国際化への対応の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努める。 	<p>法務省</p>

<p>オ 政府職員の理解の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。 	<p>全府省</p>
--	------------

4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

<p>施策の基本的方向</p>	
<p>男女共同参画社会の形成の基礎的な条件整備として、男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供が必要である。このため、男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題に関する調査研究を進める。また、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査を実施するとともに、業務統計を含めた統計情報の収集・整備・提供を充実する。調査の実施や統計情報の収集等に当たっては、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の男女別データを把握し、利用者の要望やプライバシー保護に配慮した上で、可能な限り男女別データを表示して公開する。</p>	
<p>具体的施策</p>	<p>担当府省</p>
<p>ア 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施</p>	
<p>①男女共同参画社会の形成に関する調査研究</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会の形成に関する先進的な取組を行っている諸外国の事例等について調査研究を行う。その際、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う。調査研究の成果は、各種の情報ネットワーク等を通じて、迅速かつ広範に公表する。 	<p>内閣府</p>
<p>②統計調査等の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画をめぐる現状や国民の意識、苦情の処理等について、統計調査、意識調査等を活用して、定期的に実態を把握する。 	<p>内閣府</p>
<p>イ 調査や統計における男女別等統計（ジェンダー統計）の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 男女の置かれた状況を客観的に把握できる統計の在り方について検討を行い、男女及び家族に関する学習・調査・研究に資するための情報を含め、男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供に努める。なお、統計情報の提供に当たっては、国民による分析、研究の利用を可能とすることに留意する。また、統計調査の設計、結果の表し方等について、男女共同参画の視点から点検し、必要に応じて見直す。 	<p>全府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> 統計情報について、可能な限り、男女別データを把握し、年齢別にも把握できるように努めるとともに、都道府県別データについても公表に努める。また、男女共同参画に関わる重要な統計情報は国民に分かりやすい形で公開し、周知を図る。さらに、研究者による男女共同参画に関するより高度な分析を可能とするためにも、統計法（平成19年法律第53号）に基づく二次的利用を推進するとともに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）において決定された統計データ・アーカイブの整備に係る検討と連携し、男女共同参画に関するより高度な分析に活用できるような仕組みに関する検討を進める。 	<p>内閣府、総務省、関係府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> 各種の政府の計画における数値目標等についても、その達成状況を可能な限り男女別に示すよう努める。 	<p>関係府省</p>

<p>ウ ジェンダー予算の推進に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国の具体的な実施状況等を調査した上で、男女別等統計（ジェンダー統計）も踏まえ、我が国におけるジェンダー予算の在り方等について検討する。 	<p>内閣府</p>
<p>エ 無償労働の把握及び育児・介護等の経済的・社会的評価のための調査・研究の実施</p> <p>①育児・介護等の時間の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の育児、介護等の時間の把握については、社会生活基本調査における調査を通じて引き続き行う。 	<p>総務省</p>
<p>②無償労働の把握等のための調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事、育児、介護、ボランティア活動などの無償労働の把握や家庭で担われている育児・介護などの経済的・社会的評価のための調査・研究を行う。 	<p>内閣府</p>

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

<基本的考え方>

男女共同参画の裾野を広げるよう、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に積極的にアプローチする。

国連婦人の地位委員会においても、男性は男女共同参画社会の形成に向けて積極的な役割を果たすべきであると指摘されている。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深める。また、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直しにより、男性の地域生活や家庭生活への参画を進める。

次代を担う子どもたちが、健やかに、そして、個性と能力を発揮できるように育っていくことが重要であり、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進める。また、ひとり親家庭の子どもや性犯罪の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題が顕在化してきており、安全で安心して暮らせる環境の確保や健やかな成長に向けた支援を行う。子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながる。こうした観点からも、子どもにとっての男女共同参画を推進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	10.0% (平成 20 年)	5 割減 (平成 32 年)
年次有給休暇取得率	47.4% (平成 20 年)	70% (平成 32 年)
6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1 日当たり 60 分 (平成 18 年)	1 日当たり 2 時間 30 分 (平成 32 年)
男性の育児休業取得率	1.72% (平成 21 年)	13% (平成 32 年)
次世代認定マーク（くるみん）取得企業（注2）数	920 企業 (平成 22 年)	2,000 企業 (平成 26 年)
短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	8.6%以下 (平成 17 年)	29% (平成 32 年)
在宅型テレワーカー（注3）の数	330 万人 (平成 20 年)	700 万人 (平成 27 年)
自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）	24.2 (平成 17 年)	2 割以上減 (平成 28 年までに)
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	342 地区 (平成 20 年度)	全小児救急医療圏 (平成 26 年度)
公立中学校における職場体験の実施状況	94.5% (平成 21 年)	96% (平成 27 年)
公立高等学校（全日制）におけるインターンシップの実施状況	72.6% (平成 21 年)	75% (平成 27 年)

（注2）次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の要件を満たして厚生労働大臣の認定を受けた企業

（注3）テレワーク人口倍増アクションプラン（平成 19 年 5 月 29 日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定）に規定するテレワーカーのうち、自宅を含めてテレワークを行っている者をいう。

1 男性にとっての男女共同参画

施策の基本的方向	
<p>男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的性別役割分担意識である。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、依然として根強く残っており、特に男性により強く残っている。男性にとっても生きやすい社会の形成を目指し、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消に関する調査研究を行うとともに、男性への意識啓発や相談活動などを行う。</p> <p>男女ともに仕事と生活が調和する社会を目指して、働き方の見直しなど、男性が育児・介護、地域活動等に参画できる環境整備を推進する。</p> <p>また、定年で退職した男性が、地域活動等に積極的に参画することができるよう支援する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進</p> <p>①男性にとっての男女共同参画に関する広報・啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や、学習機会の提供を通じて、男性が固定的性別役割分担意識から脱却するための意識啓発を行う。 男性にとっての男女共同参画の意義と責任、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動及び男性を対象とした教育プログラムの開発・実施を推進する。 地方公共団体に対して、男性にとっての男女共同参画の意義の理解を図る施策を展開するよう支援する。 <p>②男性の男女共同参画に関する総合的な調査の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定的性別役割分担意識が男性にもたらす重圧や男性の心身の健康の問題等、男性に関する総合的な調査を行う。 	<p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>
<p>イ 企業における男性管理職等の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場優先の組織風土を変えるため、男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しを企業における男性管理職を含め国民各層を対象に進める。 大企業だけでなく中小企業においても、正社員だけでなく非正規雇用者においても、仕事と生活の調和が普及するよう取組を進める。 父親の子育てへの参画や子育て期間中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児休業取得を促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成を図る。 	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>ウ 男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善</p> <p>①仕事と生活の調和のとれた働き方の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性が地域社会や家庭生活に参画し男女共同参画を実現するため、長時間労働の抑制など環境を整備する。 <p>②多様な働き方の普及、普及のための検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、短日数勤務、テレワーク等、ライフスタイルに応じた多様な働き方について、公正な処遇が図られるよう留意しながら、普及（あるいは普及のための検討）を進める。 	<p>厚生労働省</p> <p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p>

<p>③育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（ILO第156号条約）の趣旨も踏まえ、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備を促進する。特に、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備、育児・介護休業後の職場復帰支援、企業経営者の意識改革等を図る。 ・男女労働者ともに、希望すれば育児休業を取得できるよう、育児休業給付制度も含めた制度の周知徹底及び企業における育児休業制度等に係る規定の整備や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）違反に対する是正指導を行い、その定着を図る。 ・3歳未満の子を養育する労働者の短時間勤務制度、所定外労働の免除など育児・介護休業法の定着を図る。 ・男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、「パパ・ママ育休プラス」（両親ともに育児休業を取得する場合の特例）等も活用し、男性の育児休業取得を促進する。 ・育児休業を取りやすい環境を整備するため、育児休業中の経済支援の在り方について検討を行う。 ・男性の育児休業取得を要件としている次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定制度及び認定マーク（くるみん）の広報・周知に努め、企業が認定の取得を目指して、次世代育成支援の取組に着手するようインセンティブを高めることにより、男性の育児休業取得を促進する。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>④介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休業制度や介護休暇制度、介護のための勤務時間短縮等の措置、介護を行う労働者の深夜業を制限する制度、介護休業給付制度等についての周知徹底及び企業における介護休業制度等に係る規定の整備や育児・介護休業法違反に対する是正指導を行い、その定着を図る。 	<p>厚生労働省</p>
<p>⑤職場における健康管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保等、職場における健康管理を進める。 	<p>厚生労働省</p>
<p>エ 男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援</p>	
<p>①男性の地域活動への参画支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域においていきいきと活躍する男性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信する。 ・退職時などのタイミングをとらえて、地方公共団体やNPO等で行っている「地域デビュー講座」や企業の退職者講座等、高齢男性向けに地域等への円滑な参画を支援する講座等の充実を促進する。 	<p>内閣府</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>
<p>②高齢男性の日常生活自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターや生涯学習施設等との連携の下に、男性向けの家事等日常生活能力の獲得・向上への支援を促進する。 	<p>内閣府</p>
<p>③男性の子育てや家庭教育への参画支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供、子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供等を通じ地域の子育てを支援する等により、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図る。 	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>

<ul style="list-style-type: none"> 父親の子育てや家庭教育への参加を促すため、企業等との連携により、子どもの職場参観や職場内での子育てや家庭教育に関する講座等の事業を実施する。 	<p>文部科学省</p>
<p>オ 男女間における暴力の予防啓発の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 加害を予防する観点から、男性に対する広報啓発が重要であることに留意しつつ、若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。また、暴力によらない問題解決の方法が身に付くよう、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。 女性被害者のみならず、男性被害者に対しても必要な配慮が図られるよう、相談体制の充実を推進する。 	<p>内閣府、法務省、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府</p>
<p>カ 食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性の生活・自活能力を高め、健全な食生活を実現するため、「食」に関する知識や「食」を選択する力の習得に役立つ情報を提供する等食育を推進する。 	<p>内閣府、関係府省</p>
<p>キ 男性に対する相談体制の確立や心身の健康維持等</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するとともに、自殺予防等心身の健康維持の支援を進める。 我が国の自殺者全体の約4割が40歳代から60歳代の男性である現状に鑑み、特に中高年の男性に焦点を当てた自殺予防に関する啓発運動を推進する。 	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府</p>
<p>ク その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、第5分野（男女の仕事と生活の調和）、第8分野（高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備）、第9分野（女性に対するあらゆる暴力の根絶）及び第10分野（生涯を通じた女性の健康支援）における関連施策の着実な推進を図る。 	<p>関係府省</p>

2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成

<p style="text-align: center;">施策の基本的方向</p>	
<p>次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるように育つよう、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進める。また、男女がその健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、健康教育や性教育を推進するとともに、健康に甚大な影響を及ぼす問題についての対策を進める。</p>	
<p style="text-align: center;">具体的施策</p>	<p style="text-align: center;">担当府省</p>
<p>ア 教育による男女共同参画の理解の促進</p> <p>①男女平等を推進する教育・学習</p> <ul style="list-style-type: none"> 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領等に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし家族を築くことの重要性などについて指導の充実を図る。また、教科書においても教育基本法（平成18年法律第120号）や学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な記載がなされるよう配慮する。男女平等が歴史的にいかに進展してきたか、国際的にみて我が国の女性が置かれている現状はどのようになっているかなども含め、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を促進する。 	<p>文部科学省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進する。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、仕事と生活の調和の重要性について理解の促進を図る。 ・子どもが暴力の被害者になることを防ぎ、また、子どもが将来暴力の加害者になることを防ぐため、暴力は人権侵害であり絶対に許されるものではないことについて、子どもの頃からの教育・啓発を推進する。 ・男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供する。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省、 関係府省</p> <p>文部科学省</p>
<p>②発達の段階を踏まえた性に関する指導の適切な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領においては、学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取れることを目的として実施されており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切である。 	<p>文部科学省</p>
<p>イ 子どもの健康の管理・保持増進の推進</p>	
<p>①食育の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、豊かな人間性を育めるよう、家庭・学校・保育所・地域等が連携した食育の取組を推進する。その際、思春期の女性の健康を守る食に関する知識を普及啓発する。 	<p>内閣府、関係 府省</p>
<p>②健康教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じ自己の健康を適切に管理・改善するための健康教育を推進するとともに、生涯にわたる健康に関する学習機会の充実を図る。学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図る。 	<p>文部科学省</p>
<p>③H I V／エイズなどの予防から治療までの総合的な対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H I V／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防に関する積極的な啓発活動を行う。 ・学校においては、児童生徒が発達の段階を踏まえ、正しい知識を身に付け、適切な行動が取れるようにするため、H I V／エイズについて発達の段階を踏まえた教育を推進するとともに、性感染症についても、その予防方法を含めた教育を推進する。 	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>
<p>④薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者や20歳代の若年層による覚せい剤・大麻等の乱用については、いまだ憂慮すべき状況にある。このため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している少女を含む末端乱用者の早期発見・検挙・補導、再乱用防止のための施策等を推進する。 	<p>警察庁、厚生 労働省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、学校において、薬物乱用が健康に与える影響について指導するとともに、全ての高等学校及び中学校において、地域の実情に応じて小学校においても、薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカー等を活用しての薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図る。 ・喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行う。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。 	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>ウ その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、第9分野（女性に対するあらゆる暴力の根絶）、第10分野（生涯を通じた女性の健康支援）及び第11分野（男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実）における関連施策の着実な推進を図る。 	<p>関係府省</p>

3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

施策の基本的方向	
<p>子どもたちが健やかに成長できるよう、暴力根絶に向けた環境の整備や医療体制の整備を行う。また、子どもの貧困の連鎖を断ち切るなど、社会全体で子どもを支える取組を進める。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策</p> <p>① 広報啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備、予防・啓発等の充実を図る。 <p>② 虐待等への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に対しては、福祉、保健、教育、警察、司法等の関係機関の適切な連携の下、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の適切な運用を図り、児童虐待の早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護に努める。 ・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たることから、関係機関等の連携を図りつつ、適切な対応に努める。 ・学校、児童福祉施設等子どもと直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。あわせて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性犯罪・性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する。 	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（明治40年法律第45号）の強姦罪及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童に淫行をさせる行為等を適用して、家庭内等における児童に対する性犯罪の加害者を厳正に処罰するなど児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。 	<p>警察庁、法務省、厚生労働省</p>
<p>③被害を受けた子どもに対する相談・支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・性的な暴力被害を受けた子どもに対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの在り方を検討し、その実施に努める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。 	<p>警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p>
<p>④防犯・安全対策の強化</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪等の被害を防止するため、学校、家庭やPTA等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進する。また、警察においては、通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪等の前兆となり得る声かけ、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行うとともに、特定した当該行為者に対する検挙又は指導・警告措置を的確に実施する。 	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p>
<p>イ メディア・リテラシーの向上</p>	
<p>①メディア・リテラシー向上のための取組</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが健全に育つため、メディア・リテラシーの向上や暴力を伴わない人間関係の構築のための子ども及び保護者の教育・学習を充実する。 ・メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民、特に心身ともに成長過程にあり感受性に富む青少年のメディア・リテラシーの向上を図ることにより、メディア社会に積極的に参画する能力を涵養する。 	<p>内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省 総務省、文部科学省</p>
<p>②情報教育の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。 ・学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成する。 	<p>文部科学省 文部科学省</p>
<p>ウ 児童ポルノ対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・「児童ポルノ排除総合対策」（平成22年7月27日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進などに取り組む。また、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）については、見直しの議論に資するよう、必要な対応を行う。 	<p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省</p>

<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、メディア産業の自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。 	<p>内閣府、関係府省</p>
<p>エ 児童買春対策の推進</p>	
<p>①被害児童等に対する適切な対応</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。 	<p>警察庁、厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる。 	<p>文部科学省</p>
<ul style="list-style-type: none"> 児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。 	<p>警察庁</p>
<p>②啓発活動の推進等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大切に、売春に走らないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。 	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> 国民への広報啓発やフィルタリングシステムの普及啓発活動、民間団体と連携した事業者及び出会い系サイト等を利用している児童への働きかけなど、児童による出会い系サイト等の利用の防止や、非出会い系サイトでの被害を防止するための施策を推進する。 	<p>警察庁</p>
<p>オ 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 「人身取引対策行動計画 2009」（平成 21 年 12 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、子どもが被害者となる人身取引対策の取組を進める。 	<p>内閣官房、関係府省</p>
<p>カ 安心して親子が生活できる環境づくり</p>	
<p>①世代を超えた貧困の連鎖の防止</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 貧困が世代を超えて継承されることがないように、自立の前提となる子どもの学びを支援する。家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、教育費負担軽減を進めるとともに、学校、保育所等の公的施設を利用して、子ども一人ひとりに対して教育や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面での支援、学習面での支援、家庭への支援などを行う取組について検討する。 	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>
<p>②障害のある子どもへの対策の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。さらに、障害のある子どもが、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進する。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>

<p>③小児医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間を含め、小児救急患者の受入れができる体制を整備する。また、子どもについては、親の保険料の滞納状況に関わらず、一定の窓口負担で医療にかかるようにする。 	<p>厚生労働省</p>
<p>キ 社会全体で子どもを支える取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女とも子どもに関われるような仕事と生活の調和の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。 ・子どもに関わるNPO・NGOの取組に対する支援を推進する。 ・次代を担う一人ひとりの子どもの育ちを学校や個人、家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点から、子ども手当を実施するとともに、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す。 	<p>内閣府、厚生労働省 内閣府 文部科学省、厚生労働省</p>
<p>ク その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、第5分野（男女の仕事と生活の調和）、第7分野（貧困など生活上の困難に直面する男女への支援）、第9分野（女性に対するあらゆる暴力の根絶）、第10分野（生涯を通じた女性の健康支援）及び第11分野（男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実）における関連施策の着実な推進を図る。 	<p>関係府省</p>

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

<基本的考え方>

就業は生活の経済的基盤であり、また、働くことは自己実現につながるものでもある。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、経済社会の活力の源という点からも、極めて重要な意義を持つ。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の基本的理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、同法の履行確保はもとより、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正、男女間賃金格差の解消、雇用処遇体系の見直し、「M字カーブ問題」の解消に向けた女性の就業継続や再就職に対する支援などに取り組んでいく必要がある。

また、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズにこたえることで女性の能力発揮を促進するという積極的な意義もある一方、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用との格差は、男女間の格差の一因になっているという問題もある。このため、非正規雇用の雇用環境の整備に向けた一層の取組が必要である。

さらに、雇用分野だけでなく、経済の牽引者としての女性の役割を認識し、女性による経済活動の機会を創造する観点から、起業や自営業などの分野においても男女が均等な機会の下で一層活躍することができるようにする。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	6.5% (平成 21 年)	10%程度 (平成 27 年)
ポジティブ・アクション取組企業数の割合	30.2% (平成 21 年)	40%超 (平成 26 年)
在宅型テレワーカーの数	330 万人 (平成 20 年)	700 万人 (平成 27 年)
自己啓発を行っている労働者の割合	正社員 58.1% 非正社員 37.3% (平成 19 年)	正社員 70% 非正社員 50% (平成 32 年)
短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	8.6%以下 (平成 17 年)	29% (平成 32 年)
週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	10.0% (平成 20 年)	5 割減 (平成 32 年)
年次有給休暇取得率	47.4% (平成 20 年)	70% (平成 32 年)
男性の育児休業取得率	1.72% (平成 21 年)	13% (平成 32 年)
25 歳から 44 歳までの女性の就業率	66.0% (平成 21 年)	73% (平成 32 年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	38% (平成 17 年)	55% (平成 32 年)
次世代認定マーク (くるみん) 取得企業数	920 企業 (平成 22 年)	2,000 企業 (平成 26 年)

1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

施策の基本的方向	
<p>男女の均等な機会と待遇の確保の徹底を図るとともに、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（ILO第100号条約）の趣旨を踏まえ、男女間の賃金格差の解消を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 男女雇用機会均等の更なる推進</p> <p>①女性の就職問題に関する施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の就業機会確保のため、企業における募集・採用状況や女子学生の就職活動の状況の把握に努め、女子学生を含めた新卒就職の支援、募集・採用における年齢制限の禁止の徹底に向けた指導・啓発活動を行う。また、企業の人事・面接担当者等を対象に男女均等な選考ルールについて周知徹底を図る。 特に女性の人材が望まれている理工系分野等については、各府省で連携して女性のロールモデル等の情報提供、啓発等を推進する。 <p>②男女雇用機会均等法に基づく行政指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法の履行状況等について実態把握を行った上で、指導を実施し、同法に違反する取扱いについては是正指導を行うとともに、採用、配置、昇進等における男女間の格差の大きい企業に対しては、問題点を把握し、その改善に向け、具体的取組に関する助言を行う。 行政指導に当たっては、助言、指導、勧告の各措置を的確に講ずるとともに、是正が見られない場合には、企業名公表制度も念頭に置きつつ、対応する。 労働基準行政と雇用均等行政の連携を図る。また、雇用均等行政の実効性を高め、全国どの地域においても企業への指導や労働者の救済が等しく円滑に行われる必要があるため、都道府県労働局雇用均等室がその機能を十分発揮できるよう、体制の強化を図る。 <p>③男女雇用機会均等の更なる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 間接差別の禁止について、平成19年10月に改正された雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第2号）の徹底を図るとともに、場合によっては間接差別に該当する可能性もあるような事例について広く収集し、現行省令に定められている措置以外への拡大に向けた検討を行う。また、間接差別についての広範な研究を行う。 男女を問わず家庭責任を有する労働者への公正な評価を確立し、人事雇用体系の見直し及び育児・介護休業取得者の代替要員の確保を促す。 <p>④コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> コース等で区分した雇用管理については、事実上の男女別雇用管理とならないよう、留意すべき事項について周知徹底を図るとともに、適正な運用に向けた的確な行政指導等を行う。 <p>⑤男女雇用機会均等法等関係法令等の周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法等関係法令、制度の周知については、労使を始め社会一般を対象として幅広く効果的に行うとともに、学校においてもその制度等の趣旨の普及に努める。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>

⑥個別紛争解決の援助、相談体制の充実	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法に基づく調停等による個別紛争の迅速な解決が図られるよう、積極的な援助を行う。また、これらの個別紛争解決の援助制度が十分に活用されるよう、女性労働者及び企業に同法の周知を図る。さらに、新たなメディアを活用した相談方法も取り入れるなど相談体制の充実を図る。 	
イ 男女間の賃金格差の解消	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 男女間賃金格差の解消に向けて、賃金や雇用管理の在り方を見直すための視点や社員の活躍を促すための実態調査票といった支援ツールを盛り込んだ「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」の普及を始めとする企業への働きかけを通じて、個々の企業における格差の解消に向けその原因を分析すると同時に、労使が格差是正に向けた自主的な取組に着手することを強く促す。 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（ILO第100号条約）の実効性確保のため、職務評価手法等の研究開発を進める。 	厚生労働省
ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 研修・相談体制の充実など、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する企業の積極的な取組を促すため、具体的ノウハウを提供するとともに、セクシュアル・ハラスメント防止対策を講じていない企業等に対しては行政指導を行う。 	

2 非正規雇用における雇用環境の整備

施策の基本的方向	
<p>労働者が、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上での重要な課題である。</p> <p>このため、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進の取組として、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の推進など、多様な働き方の雇用の質を向上させるための施策を推進する。</p>	
具体的施策	担当府省
ア 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進	
①パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の推進と事業主の取組への支援	
<ul style="list-style-type: none"> 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進の取組として、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。）に基づき、パートタイム労働者と「通常の労働者」の均等・均衡のとれた待遇を推進する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 人事労務管理の専門家による相談・援助やパートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換等を行う事業主に対する助成措置等を実施する。 	厚生労働省
②有期契約労働者、派遣労働者の待遇の均衡等の検討	
<ul style="list-style-type: none"> 有期契約労働者について正社員との待遇の均衡を検討するとともに、派遣労働者について派遣先の労働者との待遇の均衡を検討する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 非正規労働者に対する均衡処遇等について、パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者など各労働者間で施策において合理的でない差が生じることのないよう、正規労働者との待遇の均衡等の問題を検討する中で対策を講ずる。 	厚生労働省

<p>③同一価値労働同一賃金の実現に向けた取組方法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇を推進するため、法整備も含めて具体的な取組方法を検討する。 	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>
<p>④国家公務員における非常勤職員制度の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤の国家公務員に育児休業・育児時間等の制度を導入する。 	<p>総務省、【人事院】</p>
<p>⑤地方公務員における非常勤職員制度の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤の地方公務員に育児休業・部分休業等の制度を導入する。 	<p>総務省</p>
<p>イ 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・不安定な身分やキャリア形成の困難さなど非正規雇用を巡る問題の解決を図り、非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるような仕組みの構築を推進する。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用から正規雇用への転換を希望する者が正規労働者になることを推進するための支援を行う。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの活用等により短時間正社員制度など公正な待遇が図られた多様な働き方の普及を推進するほか、フルタイムの正規雇用とこうした多様な働き方との間の双方向の転換が図りやすい環境を整備する。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・有期労働契約者について、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成 15 年厚生労働省告示第 357 号）に基づき、契約締結時の更新の有無の明示等事業主が講ずべき措置についての周知徹底を図る。 	<p>厚生労働省</p>
<p>ウ パートタイム労働対策の総合的な推進</p>	
<p>①パートタイム労働者の適正な労働条件の確保</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等関係法令の遵守を徹底させることにより、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保を図る。 	<p>厚生労働省</p>
<p>②パートタイム労働者の雇用の安定</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークにおいてパートタイム等短時間就労を希望する者に対して職業紹介サービスを実施する。 	<p>厚生労働省</p>
<p>③パートタイム労働者への年金制度の適用</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働者への年金制度の適用の在り方について、新たな年金制度における対応も含め、検討を進める。 	<p>厚生労働省</p>
<p>エ 労働者派遣事業に係る対策の推進</p>	
<p>①事業の適正な運営の確保</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業の許可・届出の審査業務等の的確な実施を図るとともに、派遣元事業主、派遣先等に対する指導監督の計画的、効果的な実施を図り、労働者派遣事業の適正な運営の確保を図る。 	<p>厚生労働省</p>

<p>②派遣労働者の適正な派遣就業の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者に関し、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置が適切かつ有効に実施されるよう、派遣元事業主及び派遣先等に対して周知徹底、指導するとともに、苦情相談体制の整備を図ることにより、派遣労働者の適正な派遣就業の確保を図る。 派遣先に対してもセクシュアル・ハラスメント防止対策及び母性健康管理の措置が義務化されていることについての認識を高めるとともに、セクシュアル・ハラスメント防止対策及び母性健康管理措置等の確保を図る。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
---	---------------------------

3 ポジティブ・アクションの推進

施策の基本的方向	
<p>実質的な男女平等確保を実現し、とりわけ女性の能力が十分に発揮できるようにするため、ポジティブ・アクションを積極的に推進する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>①企業における女性の能力発揮のためのポジティブ・アクションの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2020年30%」の目標の達成に向けて、女性の採用や管理職・役員における女性の登用についての具体的な目標（例えば、平成27年（2015年）の目標など）を設定するなど、実効性のある推進計画を策定するよう働きかける。 CSR（企業の社会的責任）の視点からも、ポジティブ・アクションを推奨するとともに、企業において積極的にポジティブ・アクションを導入することができるよう、具体的な方法について好事例の収集を図りながら、地域ごとのセミナーの開催等によって取組のためのノウハウ等に関する情報提供、表彰などを積極的に行う。その際、労使団体等との連携を図るとともに、自主的に企業におけるポジティブ・アクションの推進のための取組を行う労使団体等に対しても支援を行う。 <p>②ポジティブ・アクションに取り組む企業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の自主的な取組を促進するため、公共調達において、男女共同参画に関連する調査の委託先を選定する際に、男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するとともに、更なる取組を検討する。また、男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する支援の在り方（税制等を含む。）を検討する。 公共調達において、適正な労働条件の確保に資する取組、男女共同参画への積極的な取組等を受託企業の条件とすることについて、法整備も含めて検討する。 	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>

4 女性の能力発揮促進のための支援

施策の基本的方向	
<p>働き手や稼ぎ手は男性で、女性が働くのは家計補助の目的であるという、固定的性別役割分担意識の解消を図る。さらに、女性労働者の就業能力を高めるため、適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 女性の活躍事例の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定的性別役割分担意識にとらわれずに、いきいきと活躍する身近な女性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信する。 	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>

イ 在職中の女性に対する能力開発等の支援	内閣府、厚生労働省
①情報提供、相談、研修等の拡充	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り、助言などを与えてくれるメンター制度の導入を促す。女性を継続的に育成するため、育成の方針や方法を示すモデルを提供する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 女性労働者が職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報や手法を入手しにくいため、女性の能力発揮のためのセミナーやキャリアカウンセリング、管理職候補となる女性労働者等に対する研修を実施するなど、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 全国の男女共同参画センター・女性センター等において実施される就業支援策が効果的、効率的に実施されるようその活動を支援すること等により、女性がその能力を伸張・発揮できる環境を整備する。 	厚生労働省
②公共職業訓練等の推進	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 在職中の労働者に対して、多様なニーズに対応した職業訓練を、公共職業能力開発施設等において推進する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 企業内教育訓練が効果的に推進されるよう、企業内で行う教育訓練費用に対する助成を行うなど、企業の取組を積極的に支援する。 	厚生労働省
③労働者の自発的な職業能力開発の推進	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 労働者が教育訓練を受講するための時間を確保できるよう、有給教育訓練休暇を導入するなどの取組の促進のために環境整備を図る事業主に対して助成を行う。また、教育訓練給付制度の効果的活用により、労働者個人の自発的な職業能力開発の取組を支援する。 	厚生労働省
④女性の能力発揮促進に向けての調査研究	経済産業省
<ul style="list-style-type: none"> 女性が意欲と能力を発揮し、労働市場に参加することを促進するため、我が国の成長力を高める観点から、女性が活躍できる経済社会の在り方等に関する調査研究を行う。 	経済産業省

5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

施策の基本的方向	
多様な生き方があることを前提に、各人がそれぞれ選択した生き方において、その能力を十分に発揮していくことができるような支援、体制整備、制度の見直しを行う。	
具体的施策	担当府省
ア 再就職に向けた支援	
①育児・介護等により退職した者に対する支援	
<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護等を理由に離職した者の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多いこと、職種によっては職業能力の維持が難しいこと、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難であることなどから、子育て女性等の再就職を重点的に支援するマザーズハローワーク事業を推進するとともに、再就職のための情報提供、職業能力開発等きめ細かい支援の実施に加え、地方公共団体や民間団体とも連携し、情報提供のワンストップ・サービス化を推進する。 	内閣府、厚生労働省、関係府省

<ul style="list-style-type: none"> 子どもの成長とともに、フルタイムの仕事や責任ある仕事を希望する主婦の割合が高まること等を踏まえ、育児等を理由に離職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、仕事と生活の調和の推進、働き方の見直し等に向けた企業等の積極的な取組を促す。 	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>②職業能力開発の積極的展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 再就職を希望する女性に対する能力開発を支援するため、公共職業訓練や企業内教育訓練等の充実を図り、また、労働者自身の自発的な能力開発を推進する。 	<p>厚生労働省</p>
<p>イ 仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業等の仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方について、マニュアルや指針等により就業条件の適正化を図りつつ普及促進を図る。 テレワークの自営的形態である在宅就業については、仲介機関に関する情報の収集・提供を行うとともに、その健全な発展に向け、ガイドラインの周知・啓発、各種情報提供、相談体制の整備、能力開発・能力評価に係る支援、就業支援の仕組みの整備等の施策を推進する。 	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省 総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p>
<p>ウ 女性起業家に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営についてのメンターの紹介を通じたフォロー、助言等の支援の充実を図る。 女性起業家等向け低利融資制度といった資金面での支援を行う。 女性の起業に関する状況をフォローアップするため、既存の統計調査を見直すとともに、国の地方支部局等の情報収集活動も含めた行政情報も幅広く活用しながら、男女別の起業活動の実態を把握する。 	<p>厚生労働省 経済産業省 関係府省</p>
<p>エ 雇用・起業以外の就業環境の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努める。 女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方の検討などを行い、就業環境整備に努める。 家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定及び周知、労災保険特別加入の促進等により家内労働者の労働条件の改善を図る。 	<p>経済産業省 内閣府、財務省、関係府省 厚生労働省</p>
<p>オ 社会制度に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める。 社会保障制度について、新たな年金制度が男女の社会における活動の選択に中立的な制度となるよう検討する。 	<p>内閣府、財務省、関係府省 内閣府、厚生労働省、関係府省</p>

6 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

施策の基本的方向	
<p>働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保するため、希望する女性が出産、子育て、介護などにより就業を中断することなく継続することができるよう支援するとともに、仕事の質の向上を促進する。また、「M字カーブ問題」の解消に向けて雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加えて、固定的性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制や子育て支援策の充実等による仕事と生活の調和など関係する様々な取組を積極的に推進する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 女性の継続就業のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性が意欲を持って就業を継続することができるよう、人事慣行、雇用処遇の改善など上記1から5までの取組を推進する。 第1子出産前後の女性の継続就業率や男性の育児休業取得率、週労働時間60時間以上の雇用者の割合など、「新成長戦略」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）における数値目標の達成に向けて実効性のある取組を推進する。 	<p>厚生労働省、関係府省 関係府省</p>
<p>イ 企業の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に積極的に取り組む企業に対するインセンティブ付与方法（M字カーブ問題の解消に資する税制等を含む。）を検討する。 活躍する女性個人、女性団体・グループを対象とする現行の「女性のチャレンジ賞」を拡充し、再就職を希望する女性の雇用に取り組む企業を顕彰する特別部門賞を創設する。 	<p>内閣府、関係府省 内閣府</p>
<p>ウ その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、「M字カーブ問題」の解消に向けて、第2分野（男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革）及び第5分野（男女の仕事と生活の調和）における関連施策の着実な推進を図る。 	<p>関係府省</p>

7 女性の活躍による経済社会の活性化

施策の基本的方向
<p>少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加の促進が求められている。同時に、今後の経済成長の源泉となり得る新たな需要の創造を押し進める必要がある。</p> <p>一方、我が国では、他の先進国に比較して女性の参画が進んでいないが、それは裏を返せば、女性の参画が進み、女性の活躍する場面が多くなることで、発揮される潜在的な力が大きいことを意味している。</p> <p>女性の活躍を我が国経済社会の活性化につなげるため、固定的性別役割分担意識の解消を図りながら、女性の能力発揮促進を支援するとともに、「M字カーブ問題」の解消に向けた女性の就業継続及び再就職に対する支援、女性の起業に対する支援等、女性の潜在力をいかすための取組を積極的に進める。</p>

具体的施策	担当府省
<p>ア 女性の能力発揮促進のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定的性別役割分担意識にとらわれずに、いきいきと活躍する身近な女性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信する。また、女性の能力の発揮促進が、ビジネス上の成功につながった企業の事例を収集・検証し、発信する。 ・国、地方公共団体、NPO、経済団体等による女性の研修・交流を推進することにより、経済活動における女性のネットワークの構築を促進する。 ・女性の起業に関する状況をフォローアップするため、既存の統計調査を見直すとともに、国の地方支部局等の情報収集活動も含めた行政情報も幅広く活用しながら、男女別の起業活動の実態を把握する。 ・女性が意欲と能力を発揮し、労働市場に参加することを促進するため、我が国の成長力を高める観点から、女性が活躍できる経済社会の在り方等に関する調査研究を行う。 ・女性の新しい発想や多様な能力の活用の観点から、女性のチャレンジを推進する。 	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、経済産業省、関係府省</p> <p>関係府省</p> <p>経済産業省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
<p>イ 女性の継続就業及び再就職に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「M字カーブ問題」の解消に向けた女性の就業継続支援など上記6の取組のほか、育児等を理由に離職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう企業等の積極的な取組を促す。 ・男女共同参画に積極的に取り組む企業に対するインセンティブ付与方法（M字カーブ問題の解消に資する税制等を含む。）を検討する。 	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
<p>ウ 女性起業家に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営についてのメンターの紹介を通じたフォロー、助言等の支援の充実を図る。 ・女性起業家等向けの低利融資制度といった資金面での支援を行う。 	<p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p>
<p>エ 家族従業者の就業環境の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努める。 ・女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方の検討などを行い、就業環境整備に努める。 	<p>経済産業省</p> <p>内閣府、財務省、関係府省</p>

第5分野 男女の仕事と生活の調和

<基本的考え方>

少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、我が国の経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものである。仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものである。

このため、子ども・子育て支援策との密接な連携を図りながら、企業、働く者、国、地方公共団体が連携し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を着実に進める。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の周知度	37.0% (平成 21 年)	50%以上 (平成 27 年)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.1% (平成 21 年)	100% (平成 32 年)
週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	10.0% (平成 20 年)	5 割減 (平成 32 年)
年次有給休暇取得率	47.4% (平成 20 年)	70% (平成 32 年)
6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1 日当たり 60 分 (平成 18 年)	1 日当たり 2 時間 30 分 (平成 32 年)
男性の育児休業取得率	1.72% (平成 21 年)	13% (平成 32 年)
次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	920 企業 (平成 22 年)	2,000 企業 (平成 26 年)
短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	8.6%以下 (平成 17 年)	29% (平成 32 年)
在宅型テレワーカーの数	330 万人 (平成 20 年)	700 万人 (平成 27 年)
3 歳未満児のうち、保育サービスを提供している割合 (注 4)	22.8% (平成 22 年度)	44% (平成 29 年)
小学校 1～3 年生のうち、放課後児童クラブを提供している割合	21.2% (平成 22 年度)	40% (平成 29 年)
放課後子ども教室の実施（注 5）	9,280 か所 (平成 22 年)	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す (平成 24 年度)
地域子育て支援拠点事業	7,100 か所 (平成 21 年度見込) (市町村単独分含む)	10,000 か所 (平成 26 年)
ファミリー・サポート・センター事業	599 か所 (平成 21 年度)	950 市町村 (平成 26 年)
メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	33.6% (平成 19 年)	100% (平成 32 年)
20 歳から 34 歳までの就業率	73.6% (平成 21 年)	77% (平成 32 年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	38% (平成 17 年)	55% (平成 32 年)

(注 4) 待機児童の解消を図るための数値

(注 5) 保護者や地域住民等の参画により地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育むための取組の実施箇所数

1 仕事と生活の調和の実現

施策の基本的方向	
<p>仕事と生活の調和憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、公正な処遇を伴う多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職場環境整備等を進める。また、自営業者、農林水産業に携わる人々など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和の必要性に関する社会的気運醸成のための効果的取組を進める。その際、仕事と生活の調和が企業や経済社会の活性化や個人生活の充実につながるものであることを強調する。また、職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しを国民各層を対象に進める。 ・大企業だけでなく中小企業においても、正社員だけでなく非正規雇用者においても、仕事と生活の調和が普及するよう取組を進める。 ・父親の子育てへの参画や子育て期間中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児休業取得を促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成を図る。 	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>イ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（ILO第156号条約）の趣旨も踏まえ、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備を促進する。特に両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備、育児・介護休業後の職場復帰支援、企業経営者の意識改革等を図る。 <p>①働き方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康で豊かな生活に向け、長時間労働を抑制するとともに、年次有給休暇の取得を促進する。 ・行政機関においても、業務の効率化等により長時間労働の抑制を図るとともに、男性の育児休業の取得や介護のための両立支援制度の活用を促進など、率先して仕事と生活の調和に取り組む。 <p>②父親の子育てへの参画や子育て期間中の働き方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供、子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供等を通じ地域の子育てを支援する等により、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図る。 ・男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、「パパ・ママ育休プラス」等も活用し、男性の育児休業取得を促進する。 ・男女の固定的役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や、学習機会の提供を通じて、家庭生活における男女の共同参画を促進する。 <p>③企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰や、公共調達等において仕事と生活の調和や男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するなどのインセンティブ付与の取組を進める。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府、関係府省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和や男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する認証・認定制度や表彰制度、融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置など、地方の実情に即した取組を行う地方公共団体の状況を調査し、事例を収集する。 	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業を目指す企業の取組を支援するなど、企業における自主的な取組の促進を図る。また、積極的な取組を行い、成果を挙げた企業を「均等・両立推進企業表彰（ファミリー・フレンドリー企業部門）」として表彰する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出・公表・周知を促進する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月以降、従業員数が101人以上の全ての企業が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組むようにする。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代認定マーク（くるみん）」の取得企業を増加させる。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・企業と地域の子育て支援グループが連携を図り、地域における子育て支援環境が整備されるよう奨励する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言、業務効率化のノウハウ提供、中小企業が行う労働時間等設定改善の支援等、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業への支援を推進する。 	内閣府、厚生労働省、関係府省
<p>④自営業者、農林水産業に携わる人々など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努める。また、自営業者など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及に努めるとともに、女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価されるように努める。 	経済産業省
<ul style="list-style-type: none"> ・生産と育児や介護との両立を支援するため、仕事と生活の調和への配慮を含めた家族経営協定の締結や男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。 	内閣府、農林水産省
<p>ウ 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進</p>	
<p>①多様な働き方の普及、普及のための検討</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、短日数勤務、テレワーク等、ライフスタイルに応じた多様な働き方について、公正な処遇が図られるよう留意しながら、普及（あるいは普及のための検討）を進める。 	総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ・女性が主体的に働き方を選択できるよう、結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視野で自らの人生設計を行うことを支援する。 	文部科学省
<p>②育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女労働者ともに、希望すれば育児休業を取得できるよう、育児休業給付制度も含めた制度の周知徹底及び企業における育児休業制度等に係る規定の整備や育児・介護休業法違反に対する是正指導を行い、その定着を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の子を養育する労働者の短時間勤務制度、所定外労働の免除など育児・介護休業法の定着を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・男性について「パパ・ママ育休プラス」等も活用した育児休業の取得促進を図る。 	厚生労働省

<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業を取りやすい環境を整備するため、育児休業中の経済支援の在り方について検討を行う。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等の取得などを理由とする解雇その他不利益な取扱いの防止に向け、周知や相談を充実するとともに、企業への指導を徹底することにより、育児休業制度等の定着を図る。 	厚生労働省
<p>③介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業制度や介護休暇制度、介護のための勤務時間短縮等の措置、介護を行う労働者の深夜業を制限する制度、介護休業給付制度等についての周知徹底及び企業における介護休業制度等に係る規定の整備や育児・介護休業法違反に対する是正指導を行い、その定着を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業等の取得などを理由とする解雇その他不利益な取扱いの防止に向け、周知や相談を充実するとともに、企業への指導を徹底することにより、介護休業制度等の定着を図る。 	厚生労働省
<p>エ 仕事と生活の調和等に関する統計の整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化等の進展や仕事と生活の調和等の課題に対し、公的統計基本計画に基づき、就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳細に分析するために、関係する統計調査において、必要な事項の追加等を検討するとともに、配偶関係、結婚時期、子ども数等の少子化に直接関連するデータの大規模標本調査による把握の可能性についても検討する。 	内閣府、総務省、厚生労働省

2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

施策の基本的方向	
<p>男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、「社会全体で子育てを支える」という基本的考え方に立ち、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、子育て支援拠点やネットワークの充実等を進めるとともに、介護支援策の充実を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実</p>	
<p>①新たな子ども・子育て支援の検討</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・幼保一体化を含む新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けて検討を行う。 	内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省
<p>②経済的な子育て支援の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども手当を支給する。 ・幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園児の保護者の所得状況に応じて、負担の軽減を図る幼稚園就園奨励事業を推進するとともに、保育所の保育料については、家計に与える影響を考慮して決定する。 	厚生労働省 文部科学省、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・産前・産後・育児期における就業中断中においても安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠から保育サービスまで切れ目なく給付が受けられる仕組みとして、産前・産後・育児休業中の現金給付の一体化を、実施方法と合わせて検討する。 	内閣府、厚生労働省

<p>③保育サービスの整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育てビジョン」に基づき、潜在的需要にも対応した保育所待機児童の解消を目指す。 ・働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、早朝・夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。 ・事業所内保育施設の設置・運営、気軽に利用できる子育て支援拠点の整備の推進等、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等を充実する。また、保育サービスの質の向上と情報提供を推進し、適切なサービスの選択が行われるようにする。 ・非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることが出来る公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する仕組みの導入を検討する。 	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省、経済産業省</p> <p>厚生労働省、経済産業省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>④放課後子どもプランの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう受入児童数の拡充を図る。 ・放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す。 	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>⑤地域における子育て支援の拠点等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業の有無に関わらず、子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備する地域子育て支援拠点事業を推進する。 ・幼稚園の施設や機能を地域に開放し、地域の実情に応じた子育て相談や保護者同士の交流の場の提供等を推進する。また、通常教育時間終了後も引き続き希望する園児を預かるなど、幼稚園の運営の弾力化を図る。 ・就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の一時的に子育てが困難となる際の保育等に対応する一時預かりサービスを拡充する。 ・急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進める。 ・高齢者の就業機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、子育てや教育分野に関しても、地域の実情に応じて事業を実施する。 ・各市町村が展開している様々な子育て支援事業について、地域のニーズを踏まえた取組が推進されるよう、支援の充実を図る。 	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>⑥地域住民等の力を活用した子育て環境の整備、交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者を含めた地域の人々の交流の機会を設けることにより、地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育む環境を醸成する。 ・地域に根ざして子育て支援活動を行っているNPOなどに、各種子育て支援に関する情報提供や活動場所の確保等の支援を行う。 ・地域での子育て支援等、社会的な課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネスについて、先進的な事業ノウハウ等を他地域に展開して新たな事業者の創出を促進する取組等の支援を行う。 ・全ての親が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、地域人材の養成や、子育て経験者、教職員経験者、民生委員・児童委員等の地域人材から構成される家庭教育支援チームの設置、学校等と連携した親への学習機会の提供・相談対応など、地方公共団体等が行う、地域の教育力を活かした子育てや家庭教育の支援における取組が促進されるよう支援する。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>経済産業省</p> <p>文部科学省</p>

<p>⑦子育てのための生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保や、世代間が互いに助け合いながら充実した住生活を実現するための近居等を支援する。また、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公的賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進する。 ・子どもの身近な遊び場や子育て中の親の交流の場などとして利用できる都市公園の整備を推進する。 ・安心して子育てができるよう、交通規制の実施や交通安全施設の整備の推進等による安全な道路交通環境の整備やチャイルドシートを容易に入手し、正しく使用できる環境づくり等に努める。 ・妊婦、子ども及び子ども連れの人などが利用する建築物、公共交通機関及び道路や公園等の公共施設について、段差の解消等のバリアフリー化を推進する。 ・妊婦及び子ども連れ等に対するバリアフリー環境の整備を推進するため、バリアフリー教室の開催に努め、「心のバリアフリー社会」を実現する。さらに、鉄道駅等の旅客施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を推進する。 <p>イ 多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援策の充実を図るため、第8分野（高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備）の関連する施策の推進を図る。 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>内閣府、警察庁</p> <p>国土交通省</p> <p>内閣府、国土交通省</p> <p>関係府省</p>
--	--

3 働く男女の健康管理対策の推進

施策の基本的方向	
<p>職場において健康が確保される環境を整備することは、男女ともに能力発揮を促進するという観点に加え、生涯を通じた健康確保の観点から重要な課題である。特に、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも重要な課題である。殊に、妊娠中及び出産後も継続して働き続ける女性が増加していることに鑑み、これら女性労働者が引き続きその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境を整備する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア メンタルヘルスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保等、職場における健康管理を進める。 <p>イ 女性労働者の母性保護及び母性健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について、関係機関と連携しつつその周知徹底を図る。特に、妊娠中又は出産後の女性労働者が医師等から指導を受けた場合、事業主は通勤緩和、休憩、休業等必要な措置を講じなければならないことについて広く周知する。また、事業所の規模等に応じた母性健康管理体制の整備に対する支援、相談、情報提供体制の充実を図る。さらに、女性特有の健康状況に応じた情報提供などの生涯を通じた女性の健康支援施策との連携についても留意する。 <p>ウ 妊娠・出産する女性の就業機会確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産を理由とする不利益取扱いに対する周知啓発、厳正な対応等を推進することで、妊娠・出産する女性の就業機会確保を徹底する。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

<基本的考え方>

我が国の農林水産業・農山漁村を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る農山漁村の「6次産業化」を推進することが必要である。その際には、農業就業人口の過半を占め、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、農山漁村地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠である。

こうした状況も踏まえて、農山漁村に特に根強い固定的性別役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定の締結数の一層の拡大と有効活用を進める。また、起業活動等への支援を通じた女性の資産の形成など経済的地位の向上を図る。

女性の参画の促進と並行して、家事・育児・介護等に関わる女性の負担の軽減など農山漁村における仕事と生活の調和を促進するとともに、過疎化、少子高齢化の進展など農山漁村を取り巻く状況の変化に的確に対応した施策を推進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数(注6)	農業委員会：890 (平成20年度) 農業協同組合：535 (平成19年度)	農業委員会、農業協同組合とも 0 (平成25年度)
家族経営協定の締結数	40,000件 (平成19年度)	70,000件 (平成32年度)

(注6) 農業委員、農業協同組合役員を対象

1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の基本的方向	
<p>農山漁村に根強く残る固定的性別役割分担意識や古い因習等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進する。また、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、実態把握や調査研究を実施するとともに、地方公共団体及び農林漁業関係団体に対して具体的な目標の設定を働きかける。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 意識と行動の変革</p> <p>①固定的な役割分担意識の是正と「個」としての主体性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 農山漁村に残存している固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するとともに、女性の役割を適正に評価し、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計・実現していくことができるようするための啓発活動、情報の提供、研修の充実を図る。 <p>②社会的な気運の醸成・高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> 「農山漁村女性の日」の活動等を通じ、農林漁業関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図る。 男女を問わず「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するため、食生活に関する情報提供等食育を推進する。 	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>内閣府、農林水産省</p>
<p>イ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p> <p>①女性の能力開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 意欲のある女性が地域における方針決定の場に参画する上で必要な経営管理能力の向上や技術修得等に向けた研修等を実施する。 女性農業委員、女性指導農業士など農山漁村の女性リーダーの育成を図るとともに、女性リーダー層のネットワーク化を推進し、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供など登用後のサポート体制の強化を引き続き実施する。 <p>②政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）を踏まえた女性農業委員や農業協同組合等の女性役員の登用目標の設定の促進・達成に向けた定期的なフォローアップの強化や、選出の母体となる地域に対する普及・啓発等の働きかけを推進する。 森林組合や漁業協同組合の女性役員の登用目標の設定及び土地改良区、集落営農等における意思決定過程への女性の参画を引き続き進める。 各都道府県において策定された農山漁村における女性の参画目標に基づき、市町村等各地域レベルにおいても参画目標の策定を行うことを推進し、目標の達成に向けた積極的な取組を促進する。 <p>③調査研究、統計等における取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営や社会参画に関する調査等、農山漁村における男女共同参画の実態把握・調査研究を実施するとともに、併せて男女別データの把握に引き続き努め、全体の中の女性の状況を明確化する。 	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>内閣府、農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>

2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

施策の基本的方向	
農林水産業や農山漁村における女性の経済的地位の向上を目指し、女性の経営上の位置付けを明確化する。また、女性が働きやすい就農支援や作業環境の整備を進める。	
具体的施策	担当府省
<p>ア 女性の経済的地位の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の話合いによって女性の経営参画を促すとともに、経営全体の改善に有効な取組である家族経営協定の締結数の拡大及び継続的な有効活用の促進を図る。また、林業者や漁業者にも家族経営協定の普及推進を図る。 ・女性認定農業者や女性指導農業士、女性指導漁業士等の育成を図る取組を展開するとともに、融資、税制等経営参画に係る知識の普及等を推進する。 ・農地等の固定資産の形成が女性の地位向上をどのように後押しするか等についての具体的な効果等を把握するとともに、金融面等各種の支援があることについて啓発活動を実施する。 ・酪農及び肉用牛経営において重要な役割を占めている女性が経営や地域社会へ参画する機会を増やすため、女性の能力向上のための研修機会の提供及びヘルパー制度の充実等を通じ、女性が研修に参加しやすい環境づくりを促進する。 ・施業意欲を高め、地域全体での林業経営を活性化するため、女性の林業経営への参画に向けた研修や情報提供等を実施する。 ・漁家経営の改善を図るため、起業的取組を行う漁村女性グループの取組を支援し、優良な取組の全国への普及を図る。 	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
<p>イ 女性の就業支援及び働きやすい環境の整備</p> <p>①起業等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市と農山漁村の交流の推進においても女性は重要な役割を果たしていることから、小学校の農山漁村における宿泊体験活動、グリーン・ツーリズム、消費者との交流など、食を始めとする豊かな地域資源をいかし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等の促進に当たっての女性の取組を支援する。 ・経営の多角化・複合化等の「6次産業化」を推進する女性の起業活動等を推進する。 ・女性の行う部門経営や農林水産業に関連する起業活動等への支援、融資等を通じ、農山漁村における女性の活躍を支援する。 <p>②就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者に対する情報提供、相談活動、就業先農業法人の紹介など女性の新規就業希望者の就労とのマッチングを推進するなど、男女共同参画の視点に立った就農支援及び広報・啓発を推進する。 <p>③働きやすい環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が安全で快適に就業することができるよう、農林水産業における作業の安全の推進、労働軽減技術の開発等を実施するとともに、家族経営協定の締結を通じ、労働時間の適正化、労働環境の点検・整備、休日の取得等環境整備等を推進する。農林水産業の生産現場において、育児等との両立を支援するための施設整備を進める。 	<p>農林水産省、文部科学省、国土交通省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・農作業事故における男女別データの蓄積を含む実態把握を推進するとともに、防止対策の強化を行う。農業機械等の設計、林業の現場や漁港の整備等に関し、女性による多様な職種の選択や安全面の強化に配慮した対策を推進する。 ・農業法人等において、女性が働きやすい環境整備に向けた調査及び優良な取組の普及を図る。 	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
--	---------------------------

3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

施策の基本的方向	
<p>女性が生産と生活の両面において過重な負担を負うことがないように多様な取組を促進する。農山漁村における少子高齢化の進展に対応するため、高齢女性にも配慮した各種のサービスの展開や必要な設備の整備等の生活支援を進めるとともに、年金制度の有効活用を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 快適に働くための条件整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産と育児や介護との両立を支援するため、仕事と生活の調和への配慮を含めた家族経営協定の締結や男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。 ・育児・介護に当たる女性への子育てネットワーク活動等の情報提供を推進する。 	<p>内閣府、農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
<p>イ 高齢化の進展への対応</p> <p>①高齢者生活支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村の高齢者が生涯現役で農業や地域活動に取り組めるよう、助け合い組織の強化や配食サービス等、地域内外での助け合い活動の促進を通じ、高齢者の生活支援体制の整備を進める。 <p>②高齢者の活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の有する豊富な知識や経験を活用して取り組む世代間交流や地域文化の伝承活動を推進する。 ・安心して快適に暮らせる農山漁村づくりを推進するため、集落道における歩行空間の確保、生きがい農園の整備、農業施設のバリアフリー化等を推進する。 <p>③老後の自立の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女が共に同等の老後生活を確保することができるように、現行農業者年金制度の女性農業者や若い農業者の加入の促進など各種社会保障制度の普及・定着を図る。 	<p>内閣府、農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

<基本的考え方>

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られる。一方、相対的貧困率については、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で高いという特徴がある。

このため、非正規労働者の増加、単身世帯の増加等に対応するセーフティネットの再構築の必要性が指摘されている。

また貧困など生活上の困難に対応し、防止するためにも、男女共同参画を進める必要がある。女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消や「M字カーブ問題」の解消、均等な機会と公正な待遇の確保、仕事と生活の調和の推進、非正規雇用における課題に取り組む。

生活上の困難に直面しやすい母子家庭等ひとり親家庭に対する支援及び生活上の困難に直面する人々を支援するための施策についても推進を図る。

なお、様々な生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、女性の就業継続や再就職の支援、教育費の負担軽減を行い、個人の様々な生き方に沿った切れ目のないサービスの提供を図る。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
公共職業訓練受講者の就業率	施設内：73.9% 委託：62.4% (平成21年)	施設内：80% 委託：65% (平成32年)
ジョブ・カード取得者	29.1万人 (平成20年4月から平成22年7月まで)	300万人 (平成32年)
25歳から44歳までの女性の就業率	66.0% (平成21年)	73% (平成32年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	38% (平成17年)	55% (平成32年)
自立支援教育訓練給付金事業	90.0% (平成21年度)	全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施 (平成26年度)
高等技能訓練促進費等事業	81.8% (平成21年度)	全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施 (平成26年度)
地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数	—	10万人 (平成32年)
20歳から34歳までの就業率	73.6% (平成21年)	77% (平成32年)
フリーター数	178万人 (平成21年)	124万人 (平成32年)

1 セーフティネットの機能の強化

施策の基本的方向	
<p>非正規労働者の増加を始めとする雇用・就業状況の変化や、単身世帯の増加、人々のつながりの希薄化など家族や地域の変容といった経済社会の実態に即した制度の再点検、見直しを行い、セーフティネット機能の強化を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 社会保険の適用拡大の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用の流動化・就労形態の多様化等を踏まえ、社会保険の派遣労働者や短時間労働者等の非正規労働者への適用拡大を検討する。 	厚生労働省
<p>イ 就労による経済的自立を目指す仕組みの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 非正規労働者が失業しても生活の安定が図られ、職業訓練を受け、また労働市場に戻れるという労働市場への再参入のための恒久的なセーフティネットを構築する。 正社員経験の少ない方を対象に実践的な職業訓練の機会を提供し、能力を向上させ、正社員への移行を促進するためのジョブ・カード制度を促進する。 	厚生労働省 厚生労働省
<p>ウ ナショナルミニマムの基準・指標の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）について、その基準・指標の研究を行う。 	厚生労働省

2 雇用・就業の安定に向けた課題

施策の基本的方向	
<p>就労における男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和などを進めるとともに、多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築を検討する。</p>	
具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> 男女の均等な機会の確保の徹底とともに、男女間の賃金格差の解消を図るため、第4分野（雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保）の関連する施策の着実な推進を図る。 	関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 女性の就業継続・再就職の支援を行うとともに、非正規雇用における雇用環境の整備を図るため、第4分野（雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保）の関連する施策の着実な推進を図る。 	関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 男性も含めた働き方の見直しも含む仕事と生活の調和を推進するため、第5分野（男女の仕事と生活の調和）の関連する施策の着実な推進を図る。 	関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築を図るため、第2分野（男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革）の関連する施策の着実な推進を図る。 	関係府省

<p>④ひとり親家庭への経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給、母子家庭や寡婦の自立を促進するための母子寡婦福祉貸付金の貸付け、生活保護の母子加算など、経済的支援策を実施する。 ・子どもの貧困率や母子世帯等ひとり親世帯の貧困率について、継続的に算出し、その状況を把握するなど、必要な対応を進める。 	<p>厚生労働省 内閣府、厚生労働省、関係府省</p>
<p>イ 生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組</p>	
<p>①教育費の負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、教育費の負担軽減を進める。例えば、高等学校の授業料の実質無償化を進めるとともに、貸与型奨学金だけではなく給付型奨学金の導入などで教育費の負担軽減を進める。 	<p>文部科学省</p>
<p>②子どもがいる世帯の経済的リスクの低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを持つ生活困難世帯の経済的困窮リスクを低減し、次世代連鎖を断ち切るためにも、女性が出産・育児等のライフイベントを経ながらも継続就労や再チャレンジを図っていただけるように、第4分野（雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保）及び第5分野（男女の仕事と生活の調和）における関連する施策の着実な推進を図る。 	<p>関係府省</p>
<p>③多様な教育機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業を持ちながら学ぶ高校生が、教育と仕事を両立させることができるよう、多様なニーズに対応した定時制・通信制の改善・充実を図る等、必要な支援策を実施する。 ・成育家庭の状況に関わらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身に付けることができるよう、家庭における教育に対する支援を実施する。 ・日本社会の国際化の状況や、外国人や外国人の親を持つ子どもの置かれている状況、就学及び修学上の困難について全体的に把握し、その状況に即した対策を実施する。 ・貧困が世代を超えて継承されることがないように、自立の前提となる子どもの学びを支援する。学校、保育所等の公的施設を活用し、子ども一人ひとりに対して教育や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面での支援、学習面での支援等を行う取組について検討する。 	<p>文部科学省 文部科学省 文部科学省 内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>

4 男女の自立に向けた力を高める取組

<p style="text-align: center;">施策の基本的方向</p>	
<p>貧困など困難な状況に置かれた人々が持てる力を引き出し、適性や能力に応じて自立を図ることができるよう、配偶者からの暴力の被害者やひきこもり等困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた取組を推進する。</p>	
<p style="text-align: center;">具体的施策</p>	<p style="text-align: center;">担当府省</p>
<p>ア 若年期の自立支援の充実</p> <p>① 教育領域と職業領域の連携に基づくキャリア教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実するとの観点から、第11分野（男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実）の関連する施策の着実な推進を図る。 	<p>関係府省</p>

<p>②若年期におけるライフプランニング支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路や就職に関する指導も含め、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、男女それぞれの選択の幅が狭められることのないよう、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する。 	<p>文部科学省</p>
<p>③困難な状況に置かれた若者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校中途退学者への効果的な支援を検討するため、学校等との連携の下、退学後の状況等に関する実態の把握に努める。 ・専門機関等における相談の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など、学校における相談体制の整備を支援する。 ・公共職業安定所において、フリーター等を中心に、一人ひとりの課題に応じて、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援を行う。 ・若者を一定期間試行雇用し、その後常用雇用への移行を図るトライアル雇用制度の積極的な活用を図る。 ・社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性をいかした発達段階に応じた支援を適切な場所において提供するため、「子ども・若者支援地域協議会」の設置や、訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施する。また、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション」事業により、ニート等の若者の職業的自立を推進する。こうした支援策の検討・提供に当たっては、無業女性が「家事手伝い」として潜在化しやすいこと、支援等機関が女性に十分活用されていないことに配慮する。 	<p>内閣府、文部科学省 文部科学省 厚生労働省 厚生労働省 内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>イ 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の被害者に対する支援において、精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、幅広いネットワークによって支援する。 ・第9分野（女性に対するあらゆる暴力の根絶）の施策のうち、関連する施策の着実な進展を図る。 	<p>内閣府、厚生労働省 関係府省</p>
<p>ウ 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、児童相談所等においてひきこもりの相談・支援を行う。また、「ひきこもり地域支援センター」等ひきこもりの一次的な相談窓口を各都道府県・政令指定都市に整備する。 ・様々な悩みを持つ少年やその家族等に対し適切な助言、支援等を行うため、学校や青少年センター等における相談体制の整備等に努めるとともに、地域や学校、関係機関等の連携による取組を推進する。 ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）などの拡充、施設を退所した者等に対する支援の充実を図る。 	<p>厚生労働省 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省 厚生労働省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・様々な生活上の困難に直面する人々に対する支援については、実際にサービスを利用する人が利用しやすいものとなるよう、必要に応じて制度設計の見直しや、必要な手続等業務運用の見直しを行う。また、窓口対応に当たる担当者への意識付けの取組などを実施する。 ・一人暮らし世帯等、地域から孤立する可能性がある全ての者・世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、見守り、買物支援等の基盤支援を提供するため、市町村と協働したモデル事業の実施や、先駆的取組の情報発信等を行う。 ・様々な生活上の困難に直面している利用者に対して、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図ることが必要である。そのため、パーソナル・サポーターが、個別的継続的に相談・カウンセリングや各サービスへのつなぎを行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化に向けた検討を進める。また、居住の権利を支え、就労・自立を支える「居住セーフティネット」の整備に向けての検討を進める。 	<p>内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省</p>
---	--

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

<基本的考え方>

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける。また、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることからくる複合的に困難な状況に置かれている場合がある。さらに、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進める。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
バリアフリーの認知度	93.8% (平成17年度)	100% (平成24年度)
ユニバーサルデザインの認知度	64.3% (平成17年度)	80% (平成24年度)
60歳から64歳までの就業率	57.0% (平成21年)	63.0% (平成32年)
地域自立支援協議会を設置している市町村数	約1,426市町村 (平成21年4月)	全市町村 (平成24年)
障害者の実雇用率(民間企業)	1.68% (平成22年6月)	1.8% (平成32年)

1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向	
<p>高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的にとらえる必要がある。また、高齢者が自立し、健康で安心して暮らせる社会の実現には、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援施策等の展開が必要であり、さらに、若い時期からの働き方や家族の持ち方など世代横断的な視点が必要である。</p> <p>このため、男女共同参画の視点に立ち、高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備、家庭や地域で健康で安心して暮らせるための生活自立に向けた取組、性差に配慮した医療・介護予防への取組、良質な医療・介護基盤の構築等を進める。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援</p>	
<p>①定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等</p> <p>・急速な高齢化や年金の支給開始年齢の引上げに的確に対応するため、年金支給開始年齢までの雇用確保措置の導入が事業主に義務付けられたこと等を踏まえ、事業主に対し、助言及び指導を行い、65歳までの雇用機会の確保を図る。</p>	厚生労働省
<p>②高齢者向けジョブ・カードによる再就職支援の推進等</p> <p>・高齢者向けのジョブ・カード様式を活用し、再就職支援の円滑化を図る。</p> <p>・高齢者就労支援に関わる各種事業の企画立案に当たって、その方針決定過程における女性の参画拡大を促進する。</p>	内閣府、厚生労働省 内閣府、厚生労働省
<p>③シルバー人材センターの支援等</p> <p>・「教育、子育て、介護、環境」の分野を重点にシルバー人材センターと地方公共団体が共同して企画提案した事業の支援を推進するほか、各シルバー人材センターにおいて会員が身近な地域で安心して働くことができるような多様な就業機会を提供するとともに、適切な運営の確保を図る。</p>	厚生労働省
<p>④学習機会の整備等</p> <p>・国立女性教育会館、地域の男女共同参画センター・女性センターや女性団体との連携を強化して、高齢女性を含む女性の能力開発に係る好事例を発掘し、その成果や取組に当たっての工夫について、多様な媒体を用いて普及啓発する。</p> <p>・能力開発の観点から高齢者等を対象としたICT（情報通信技術）講座の充実を促進する。</p>	内閣府、文部科学省 文部科学省
<p>⑤高齢男女の能力の活用に関する検討の推進</p> <p>・就業のほかに地域活動や社会貢献活動など幅広いキャリアを持つ高齢者について、多様な経験・能力を整理し、その経験を、「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」等を活用し、再就職や地域活動等にかすための課題について検討する。</p>	厚生労働省
<p>⑥高齢男女の社会参画の促進</p> <p>・いわゆる団塊の世代が定年を迎えていることを踏まえ、高齢者の社会参加に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進する。このため、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備、指導者養成などを図る。</p>	内閣府、厚生労働省

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の学習活動を通じた社会参加を促進するための方策についての調査研究等を推進する。また、世代間の理解を促進するための各種の交流事業等を推進することのほか、地域高齢者の自主的な組織である老人クラブの活動への支援を行う。 ・高齢等女性の様々な分野への参画の促進も含め、地域における課題解決に向けた主体的な取組を支援する地方公共団体や女性関連団体等の求めに応じて適切な指導・助言を行うアドバイザーを派遣し、地域における男女共同参画を促進する。 ・退職時などのタイミングをとらえて、高齢男性向けに、家庭・地域への円滑な参画を支援する講座等の充実を促進する。 ・総合型地域スポーツクラブにおいて高齢者や女性の参加が促進されるようにモデル事業を推進するとともに、好事例を収集し発信する等、普及啓発に向けた取組を推進する。 	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>⑦広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、高齢者の積極的な社会参画を促進するための広報・啓発を行う。 	<p>内閣府</p>
<p>イ 高齢男女の生活自立支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるための生活自立に向け、単身高齢者の生活支援、高齢者の状況に配慮したICTの普及や住まいの確保、高齢者虐待問題や消費者被害への対応を進める。 	<p>内閣府、消費者庁、総務省、厚生労働省、国土交通省</p>
<p>①高齢者の日常生活支援施策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターや民生委員等とも連携し、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業に係る生活支援員等の高齢者の日常生活を支援する施策について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて一層の推進を図る。 	<p>厚生労働省</p>
<p>②高齢者虐待の防止と早期対応に向けた対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待相談等窓口の設置・周知、高齢者虐待に関する知識・理解の啓発、高齢者虐待防止ネットワークの構築等の取組を推進する。 	<p>厚生労働省</p>
<p>③成年後見制度や消費者被害防止施策の普及啓発と利用しやすい体制の整備等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター・女性センターや女性関係団体等との協力の下に、高齢女性に対する成年後見制度や消費者被害防止施策の普及啓発を一層強化する。また、成年後見制度における女性後見人の育成や、「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク協議会」の活用等、高齢女性が利用しやすい体制の一層の整備を図る。 	<p>内閣府、消費者庁、法務省、厚生労働省</p>
<p>④バリアフリー・ユニバーサルデザイン等の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)に基づき、高齢者を含む全ての男女が社会の活動に参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活を送ることができるよう、高齢者の移動手段的確保や「心のバリアフリー」など、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を強力に推進する。 	<p>内閣府、関係府省</p>

<p>⑤高齢者向け住宅等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護との連携により、高齢者が安心して住み続けられるよう、サービス付き高齢者住宅の登録制度を創設するとともに、その供給を促進する。 	<p>厚生労働省、国土交通省</p>
<p>⑥高齢者の生活におけるICTの利活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が使いやすいICT機器（例えばタッチパネル式）の開発を進める。また、地方自治体や教育機関、NPO等における講座開催など、高齢者等のICT機器利用を支援する取組の充実・促進を図る。 ・遠隔医療、見守り等、高齢者の安心・安全な暮らしを確保するためのICT利活用を推進する。 	<p>総務省、文部科学省 総務省、厚生労働省、経済産業省</p>
<p>ウ 良質な医療・介護基盤の構築等</p>	
<p>①生活習慣病・介護予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が元気で活動している姿は、健全な社会の象徴である。世界一の健康長寿国の我が国としては、男女の生涯を通じた健康の管理・保持増進のための施策の推進により、健康寿命の更なる延伸を図る。 ・性差医療の推進や男女の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防対策を進める。 ・将来にわたる国民生活の安心を支え続ける制度の確立を内容とする、平成17年に改正された介護保険法（平成9年法律第123号）の着実な実施を図るとともに、介護保険制度の基本理念である自立支援をより徹底する観点から創設した新たな予防給付の実施を着実にやっていく。 	<p>厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>
<p>②介護基盤の構築と安定的医療提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実と良質な介護基盤の構築や安定的な医療提供体制の整備を進める。 ・男性でも女性でも介護休業等を取得しやすい環境の整備を図る。 ・高齢者の自立を支援し、介護者にも使いやすい福祉関連機器の開発・普及の推進や、高齢者が情報を得やすい情報通信関連機器・サービス等の開発・提供を推進する。 	<p>厚生労働省 厚生労働省 総務省、厚生労働省、経済産業省</p>
<p>③介護サービスの質の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの質の確保のため、人材研修を推進するとともに、寝かせきりの防止、リハビリテーションの充実など施設等における処遇の改善を図る。 ・利用者が介護保険サービスを適切かつ円滑に選択し、利用できるよう、介護事業者等に対し、必要な情報の公表を義務付ける仕組みを導入する。 	<p>厚生労働省 厚生労働省</p>
<p>④高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者介護サービスを担う社会福祉施設職員、看護職員、訪問介護員、介護支援専門員、介護福祉士等の人材を養成・確保するため、養成施設の整備、資質向上のための研修体制の確保、職場環境の整備など総合的な人材確保施策を推進する。 ・介護ニーズの多様化・高度化に対応した介護労働者を育成するため、公共職業能力開発施設等における職業訓練を推進する。 ・介護分野の良好な雇用機会の創出と労働力確保を図るため、雇用管理改善を支援する。 ・介護保険制度の円滑な運営に資するため、都道府県等との連携の下に介護支援専門 	<p>厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>

<p>員や訪問介護員等の介護人材の育成を一層推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉人材コーナー」設置所を中心とした公共職業安定所や福祉人材センター等における福祉人材の求職・求人に係る情報提供、職業相談、職業紹介等を一層推進する。 	厚生労働省
<p>エ 世代間で公平かつ多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢期の経済的自立につながるよう、世代間で公平であり、かつ、多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築の検討、就労における男女の均等な機会と公正な待遇の確保、信頼できる年金制度の維持に向けた安定的な運営を行う。 	財務省、厚生労働省
<p>オ 高齢者の貧困等生活上の困難への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相対的貧困率は世代別では高齢世代が最も高く、中でも未婚男女及び離別女性が経済的に厳しい状況にある。高齢期の経済状況には、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方などライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れる。こうした高齢者の貧困等の生活上の困難に対応するためにも、本計画の全分野における施策を着実に進める。 	関係府省

2 障害者が安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向	
<p>障害のある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を進める。その際、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 総合的な障害者施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の考えの下、障害者が地域で自立して暮らせるようにするため、日常生活や社会生活の支援を図っていくことが重要である。このため、障害のある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁等の除去に向けて、各種施策を総合的に推進する。 ・障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うこととしており、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正、障害を理由とする差別を禁止する法律の制定、障害者総合福祉法（仮称）の制定等を目指す。 ・上記の検討・構築に当たっては、「男女の平等」を含む上記条約の原則を十分に踏まえるとともに、男女別の統計情報の充実等についても検討するなどして男女共同参画の視点に十分配慮する。 	<p>内閣府、厚生労働省、国土交通省</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
<p>イ 障害者の自立を容易にするための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、障害者を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信 	内閣府、関係府省

<p>と誇りと喜びを持って生活を送ることができるよう、障害者の移動手段の確保や「心のバリアフリー」など、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を強力に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てをする障害のある女性に対しての支援の仕組みが不十分であることや、障害に加え、子どもとの関わりに関する知識等を習得する環境が整わない場合には子育ての困難を抱えるケースのあること等の問題が指摘されている。子育てをする障害のある女性への理解や、支援に何が必要なのかについて地域での理解を深めるための取組を行う。 ・発達障害者（児）に対する乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を引き続き推進する。 ・障害者の自立を支援し、介護者にも使いやすい医療・福祉関連機器等の開発・普及の推進や、障害者が情報を得やすい情報通信関連機器・サービス等の開発・提供を推進する。 ・住宅及び公園の整備を含む障害者にやさしい住まいづくり・まちづくり、交通機関・道路交通環境の整備など障害者が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。 <p>ウ 雇用・就労の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人については、近年、その就労意欲が着実な高まりを見せる中で、より多くの就職希望を実現するとともに、男女ともにいきいきとした職業生活を送ることができるようにするため、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）や障害者雇用対策基本方針（平成 21 年厚生労働省告示第 55 号）等を踏まえた就労支援について、質・量ともに一層の強化を図る。 ・障害のある子どもが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、特別支援学校高等部等において職業教育を推進する。 	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>総務省、厚生労働省、経済産業省</p> <p>警察庁、国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>
---	---

3 外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向	
<p>グローバル化の進展に伴い、我が国で暮らす外国人が増加している。また、国際結婚は 1980 年代半ば以降急増しているが、その 8 割が夫は日本人で妻は外国人という組合せであり、国際結婚の下で外国人の親を持つ子どもも増加している。</p> <p>外国人女性は、言語の違い、文化・価値観の違いや、地域における孤立などの困難に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれており、その状況に応じた支援を進める。</p>	
具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> ・日本で働き、生活する外国人に対して、日本の文化や風習について学ぶ機会を設定すると同時に、地域の日本人に対しても相互に文化や風習を学び合える機会をつくっていくことが必要である。男女共同参画の視点に立ち、日本で働き、生活する外国人への教育、住宅、就労支援、多言語での情報提供や相談体制の整備等について、実態を踏まえながら進める。 ・外国人の就労支援・安定雇用確保に取り組むとともに、外国人労働者の就労実態を的確に把握するため、外国人雇用状況届出制度の厳格な履行、及び「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成 19 年 8 月 9 日厚 	<p>内閣府、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省</p> <p>厚生労働省</p>

<p>生労働省制定) に基づく就労の適正化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人や外国人の親を持つ子どもの就学及び修学上の困難について全体的に把握し、実態を踏まえた支援を行う。 初等中等教育において、学校現場を含め国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する。 配偶者からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切な支援を進める。 「人身取引対策行動計画 2009」に基づき、人身取引対策の取組を進める。 英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、その内容を更に充実させるように努める。 大規模災害発生時など緊急時の対応として、特に、多様な言語による各種気象警報の伝達や避難誘導のほか、避難所における外国人住民の支援方策などを検討する必要がある。これらの外国人住民向け防災対策を各地方自治体の地域防災計画に明確に位置付けた上で、外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置するなど、効果的な対応が可能となる体制整備を行う。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣官房、関係府省</p> <p>法務省</p> <p>関係府省</p>
---	---

4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

施策の基本的方向	
<p>人々が安心して暮らせる環境の整備を進めるためには、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある。また、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要である。このため、人権教育・啓発等を進める。</p>	
具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合や男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合などについて、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発や人権侵害の被害者の救済を進める。その他、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等について、男女共同参画の視点に立って、必要な取組を進める。 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。 障害者、外国人、アイヌの人々、同和問題等に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。 	<p>内閣府、法務省、文部科学省、関係府省</p> <p>法務省</p> <p>法務省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発の推進に当たっては、人権に関わりの深い特定の職業（「人権教育のための国連 10 年」国内行動計画（平成 9 年 7 月 4 日人権教育のための国連 10 年推進本部策定）において掲げられている 13 の業種）に従事する者に対する研修等の取組を進める。 	関係府省
<ul style="list-style-type: none"> ・性的指向を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・性同一性障害を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む。 	法務省

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<基本的考え方>

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは国の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

特に、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきており、こうした課題に対しては、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められる。また、子ども、高齢者、障害者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることから、これらの被害者の支援に当たっては様々な困難を伴うものであることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠となっている。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備を行うとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成21年)	100% (平成27年)
配偶者暴力防止法の認知度	76.1% (平成21年)	100% (平成27年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	29% (平成21年)	67% (平成27年)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	21か所 (平成22年)	100か所 (平成27年)
性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター	22都道府県 (平成22年)	各都道府県に 最低1か所 (平成27年)

1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

施策の基本的方向	
<p>女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。このため、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。</p> <p>また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、官民連携の促進等により被害者の心身の回復等効果的な被害者支援を進める。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を定着させ、国際的な動向も踏まえつつ、国民運動として一層推進するほか、「男女共同参画週間」、「人権週間」等をも通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。これらの取組に当たっては、官民が連携した広報啓発を実施する。 加害を予防する観点からは、男性に対する広報啓発が重要であることに留意しつつ、若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。また、暴力によらない問題解決の方法が身に付くよう、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。 卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進するとともに、公共の場における女性をあからさまに性的な対象とする広告等に対する規制を含めた実効的な対策について、表現の自由を十分尊重した上で検討する。 	<p>内閣府、法務省、関係府省</p> <p>内閣府、法務省、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁</p>
<p>イ 相談しやすい体制等の整備</p> <p>①相談・カウンセリング対策等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、民間団体等も活用した夜間・休祭日を含む開設時間の拡大、各関係機関の相談窓口の電話番号の全国統一化や、24時間ホットラインの整備などの方策を検討する。また、警察においては、女性警察職員が相談や被害の届出を受理する女性相談交番等の相談窓口の整備を図る。検察庁においては、「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報の提供、被害者支援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。 日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実施する。 中・長期にわたる相談、カウンセリング・自助グループでの取組等を通じ被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努めていく。 男性被害者に対する必要な配慮が図られるよう、相談体制の充実を推進する。 <p>②研修・人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修に努めていく。 	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>法務省</p> <p>内閣府、警察庁、厚生労働省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修の充実を図る。 ・女性に対する暴力に関する理解を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、司法関係者に対する研修等の充実について協力を依頼する。また、引き続き女性に対する暴力事案に従事する女性警察官等の配置の拡大を図る。 ・各法科大学院において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の育成に努めるよう促す。 	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省 警察庁、法務省 文部科学省</p>
<p>③厳正かつ適切な対処の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察においては、刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するなどの措置を講じる。 ・人権擁護機関においては、人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、女性に対する人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のために事案に応じた適切な処置を講じる。 	<p>警察庁 法務省</p>
<p>④関係機関の連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害者等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の促進に努める。 警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の「女性被害者対策分科会」等の場において、被害者に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携を進める。 また、人権擁護機関においても、関係機関との連携・協力を強化する。 さらに、行政だけでなく、民間団体や地域住民等幅広い関係者との連携や地域を挙げての取組が期待される所であり、特に、女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携、支援に努める。 ・女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともに、その周知に努める。また、近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その趣旨や内容等について広報啓発を行う。さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。 	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>ウ 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援等を行う民間団体の実態把握と活動基盤の強化を図る。また、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。 ・被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。 ・被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等を検討する。 	<p>内閣府、関係府省 内閣府、警察庁、厚生労働省、関係府省 内閣府</p>

エ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり	警察庁、関係府 省
①安全・安心まちづくりの推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や共同住宅等の住居における女性・子どもを対象とした犯罪が依然として多発していることから、地方公共団体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを一層推進する。 	
②防犯対策の強化	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、引き続き、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治体等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開する。 	警察庁
③加害者に対する再犯防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止の観点から、女性に対する暴力の加害者に対し、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。 	法務省
オ 女性に対する暴力に関する調査研究等	
<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力についての的確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、被害等の実態を把握することを目的とした調査を、今後も定期的・継続的に実施するとともに、女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討する。 	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力に関する社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。 	内閣府、関係府 省
<ul style="list-style-type: none"> ・重大事件等の暴力被害について必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、的確に対応する。 	警察庁、関係府 省

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

施策の基本的方向
<p>配偶者からの暴力の被害者に対する支援等に当たっては、中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携の下に、各種の取組を効果的に実施する。</p>
<p>被害者支援については、相談体制の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の関係機関の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。</p>
<p>また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）については、制度・運用の両面について、実態に即した見直しも含め取組の充実・強化を図る。</p>

具体的施策	担当府省
<p>ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項</p> <p>①関係施策の積極的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を積極的に推進する。 <p>②関係機関・民間団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の保護及び自立支援を図るため、被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。 配偶者暴力防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針等を踏まえて、地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める。 <p>③地方公共団体の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進するために必要な助言その他の援助を行う。 自立支援プログラムの実施等、市町村を主体とした取組を促進する。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の作成その他地方公共団体における関係施策の推進のために必要な助言その他の援助を行う。 <p>④被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身ともに傷ついていることに留意し、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することを徹底する。 配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある人も当然含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。 <p>イ 相談体制の充実</p> <p>①配偶者暴力相談支援センターの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できるよう促す。 	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>

<p>②警察の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> 警察においては、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努める。 	警察庁
<p>③人権擁護機関の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護機関においては、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言等を行い、暴力行為に及んだ者等に対しては、これを止めるよう説示、啓発を行う。 	法務省
<p>④相談員等の研修の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における取組促進のため、現場ニーズに即した研修を実施するとともに、二次的被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。 配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏まえ、研修の充実等による資質の向上や相談員のサポート体制を含む体制の充実に努める。 	内閣府、厚生労働省
<p>ウ 被害者の保護及び自立支援</p>		
<p>①被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 警察においては、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずる。被害者に対しては、加害者の検挙の有無に関わらず、事案に応じて、必要な自衛措置等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行う。 	警察庁
<p>②暴力行為からの安全の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策に努める。 保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な対応について配偶者暴力防止法の見直しを含めて検討する。 	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省
<p>③医療関係者による早期発見の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医師その他の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者に対する研修の実施など、医療関係者による配偶者からの暴力の早期発見のための取組を促進する。 	厚生労働省
<p>④一時保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> 婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行われるよう、民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護の実施を促す。 高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応できるよう、婦人相談所一時保護所の必要な環境改善を進める。 	厚生労働省 厚生労働省

<p>⑤心身の健康回復への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者は繰り返される暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患を抱えることも多く、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあるため、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理学的な援助を行うよう努める。 <p>⑥自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の自立支援のため、就業の促進、住宅の確保、援護、医療保険・国民年金の手続き、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行うとともに、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うよう徹底する。また、必要があれば、その他の措置についても、各々の事情を踏まえ、事案に応じ講じるよう促す。 配偶者からの暴力への対策として、被害者が自立して生活することに対する支援が重要であることを踏まえ、就業の促進その他被害者の自立を支援するための施策等について、一層促進する。 被害者の居住の安定の確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用の実施を促進する。 <p>⑦広域的な連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体を越えた広域的な連携の円滑な推進に向け、費用負担の問題を含め、地方公共団体間において適切に対応できるよう、責任の明確化等を進める。 <p>⑧加害者更生の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、更生のためのよりの確な処遇の実施を検討する。また、社会内での加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施する。 	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>国土交通省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、法務省</p>
<p>エ 関連する問題への対応</p> <p>①児童虐待への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止法において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たることから、関係機関等の連携を図りつつ、適切な対応に努める。 <p>②交際相手からの暴力への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられるよう体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。 <p>③ストーカー行為等への厳正な対処等</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー行為が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、配偶者及び交際相手からの行為も含め、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に抵触する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置等を徹底する。 	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> <p>警察庁</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ ストーカー規制法に基づき、被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほか、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策を的確に実施する。また、関係行政機関・団体との連携を強化して、効果的な被害者支援及び防犯対策を推進する。 ・ 被害者の立場に立ったより適切かつ適正な支援・相談、捜査活動が実施できるように相談員や捜査員の意識の涵養、専門的能力の向上に努める。 ・ どういう行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者も、つきまとい等があった場合は法の対象となり得ること等について、広報啓発をより一層推進する。 	警察庁 警察庁 警察庁
---	---------------------------

3 性犯罪への対策の推進

施策の基本的方向	
<p>性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備するとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。</p> <p>近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化するとともに、関係法令の見直し、効果的な再犯防止策等について検討する。</p>	
具体的施策	担当府省
ア 性犯罪への厳正な対処等	
①関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに、強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。 	警察庁、法務省
②性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 性犯罪に一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深めるとともに、捜査体制の充実を図る。全国の都道府県警察本部に設置している性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充を推進する。 	警察庁、法務省
③性犯罪の潜在化防止に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「性犯罪被害110番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。 	警察庁
④精神面の被害への適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 性犯罪等の被害者は、精神的にも大きなダメージを負い、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患に苦しむケースが少ない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握した上、事案に応じた適切な対応を図る。 	警察庁、法務省、関係府省
⑤各種の性犯罪への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 痴漢事犯、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ること等痴漢防止対策を推進する。 	警察庁、国土交通省

<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為について、厳正な取締りに努めるなど、IT技術の進展に対応した取組を推進する。 ・盗撮については、女性の性的尊厳やプライバシー保護に十分配慮しつつ、関係諸規定を適切に運用して、厳正に対処する。 ・ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りに努める。 ・教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する。 	<p>警察庁</p> <p>警察庁、法務省</p> <p>警察庁</p> <p>文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>
<p>イ 被害者への支援・配慮等</p>	
<p>①ワンストップ支援センターの設置促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター）の設置を促進する。 	<p>内閣府、警察庁、厚生労働省</p>
<p>②女性警察官等による支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置が進められている女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。 	<p>警察庁</p>
<p>③被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。 	<p>警察庁、法務省</p>
<p>④診断・治療等に関する支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化する。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けられることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、当該施策を実施する。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。 	<p>警察庁、法務省、関係府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者の緊急避妊、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。 	<p>警察庁</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用の公費負担について検討する。 	<p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。 	<p>内閣府</p>

<p>⑤被害者等に関する情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者等の安全の確保や二次的被害防止の観点からプライバシーの保護を図るため、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の秘匿制度等、現行制度の適切な運用を徹底する。 	法務省
<p>⑥被害者連絡等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 捜査の状況などを連絡する警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、加害者の処遇状況等を通知する法務省の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供を引き続き促進する。 	警察庁、法務省
<p>⑦専門家の養成、関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る。 性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員等の活用を促進する。 被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。 	厚生労働省 内閣府、警察 庁、厚生労働省 内閣府、警察 庁、法務省、厚 生労働省、関係 府省
<p>ウ 加害者に関する対策の推進等</p>	
<p>①総合的な再犯防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的かつ総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。 	警察庁、法務省
<p>②その他の加害者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪の加害者について、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。 	法務省
<p>エ 啓発活動の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> メディアを通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。また、学校において、大量の情報の中から情報の取捨選択ができるような教育を推進する。 	内閣府、警察 庁、文部科学省

4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

施策の基本的方向	
<p>身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、子どもに対する性的な暴力被害を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子どもの一生に拭いがたい影響を与えないよう、子どもが必要な相談・支援を受けられる環境整備を進める。</p> <p>児童ポルノ及び児童買春の根絶に向けて、インターネットや携帯電話の普及等に対応し、有効な対策を講ずる。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等</p>	
<p>①関係機関の連携等による虐待の早期発見等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 学校、児童福祉施設等子どもと直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。あわせて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必 	警察庁、法務 省、文部科学 省、厚生労働省

<p>要な施策を実施する。</p> <p>②被害を受けた子どもに対する相談・支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（強姦罪）及び児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）等を適用して、家庭内等における児童に対する性犯罪の加害者を厳正に処罰するなど児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。 ・性犯罪や家庭内における性的虐待による被害等を受けた子どもに対して、その保護と心身に受けた深い傷の回復に向けた支援を行う。 ・性的な暴力被害を受けた子どもに対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの在り方を検討し、その実施に努める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。 ・被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法等について検討を行い、確立された聴取技法の全国への普及を推進する。また、性的虐待を受けた児童に対する児童相談所における聞き取り方法等について、普及を進める。 <p>③防犯・安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪等の前兆となり得る声掛け、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行うとともに、特定した当該行為者に対する検挙、又は指導・警告措置を的確に実施する。 <p>イ 児童ポルノ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 7 月に策定された「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進などに取り組む。また、児童買春・児童ポルノ法については、見直しの議論に資するよう、必要な対応を行う。 ・子どもに対する性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、メディア産業の自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。 <p>ウ 児童買春対策の推進</p> <p>①児童買春の取締りの強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童買春は、児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締りに今後とも積極的に取り組むとともに、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）等に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為（児童自身の行為を含む。）等の厳正な取締りを行い、児童に対しては、適切な立直り支援に努める。また、事件の捜査・公判の過程において児童の人権及び特性に配慮する。 ・出会い系サイトのみならず SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等非出会い系サイトを介した児童買春の防止のため、関係業界による自主的取組を促進するとともに、有効な対策を検討する。 	<p>警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p> <p>警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p> <p>警察庁</p> <p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>警察庁、法務省</p> <p>警察庁、総務省</p>
--	---

<p>②被害児童等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。 ・学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる。 ・児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。 	<p>警察庁、厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>警察庁</p>
<p>③啓発活動の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大切に、売春に走らないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。 ・国民への広報啓発やフィルタリングシステムの普及啓発活動、民間団体と連携した事業者及び出会い系サイト等を利用している児童への働きかけなど、児童による出会い系サイトの利用の防止や、非出会い系サイトでの被害を防止するための施策を推進する。 ・旅行業界においては、業界団体及び主要な旅行会社が、平成17年3月、国連児童基金（ユニセフ）等が普及推進する「旅行と観光における性的搾取から子どもを保護するための行動規範」への参加を表明したところであり、引き続きこのような業界の自主的な取組を促すとともに、関係法令の遵守徹底のための指導、監督を行う。 	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁、外務省、国土交通省、関係府省</p>
<p>エ 広報啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子ども及び保護者のメディア・リテラシーの向上を図る。 	<p>内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省</p>

5 売買春への対策の推進

施策の基本的方向	
<p>性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 売買春の根絶に向けた対策の推進</p> <p>①売買春の取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法（昭和31年法律第118号）、児童買春・児童ポルノ法等の関係規定を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為等の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。 	<p>警察庁、法務省、厚生労働省</p>

<p>②啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図るとともに、女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、社会的、倫理的啓発活動や、女性の人権を尊重する啓発活動を推進する。 	<p>内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省</p>
<p>イ 売買春からの女性の保護、社会復帰支援</p>		
<p>①売買春からの女性保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・売買春を未然に防止するため、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じる中で、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導する等、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努める。 	<p>厚生労働省</p>
<p>②社会復帰支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・売買春に関わる女性に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における対応の在り方を見直すとともに、婦人相談所における自立支援プログラムの見直しを通じた生活再建等総合的な支援の充実を図る。 ・売春を行ったために保護観察に付された女性に対しては、社会の中で通常の生活をさせながら、必要な指導等や就職の援助、生活環境の調整等を行うことにより、再び売春を行うことのないよう社会復帰を支援する。また、刑務所、少年院及び婦人補導院における矯正教育の一層の充実を努める。 	<p>厚生労働省</p>
<p>③関係機関との連携の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・搾取を伴う売春の被害者の保護及び社会復帰支援については、婦人相談所と関係機関との連携を強化する。 	<p>警察庁、厚生労働省</p>

6 人身取引対策の推進

<p>施策の基本的方向</p>		
<p>被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引について、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について、「人身取引対策行動計画 2009」に基づき、効果的な取組を促進する。</p>		
<p>具体的施策</p>	<p>担当府省</p>	
<p>ア 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進</p>		
<p>①被害の発生状況の把握・分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入国管理局における各種手続、警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り、婦人相談所における人身取引被害女性の保護等の活動や在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて、関係行政機関において、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努めるとともに、人身取引につながり得る事案に関する情報等必要な情報の共有を推進する。 	<p>関係府省</p>
<p>②被害者の発見・保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、リーフレット等を作成し、人身取引被害者の目に触れやすい場所で配布し、また、法務省のホームページ英語版に、人身取引に関する情報を掲載するなど、被害を受けていることを自覚していない又は被害を訴えることができずにいる潜在的な 	<p>警察庁、法務省、外務省、厚生労働省</p>

<p>被害者への被害者保護施策の周知に努める。また、婦人相談所が国籍を問わず、各般の問題を抱えた女性の相談・保護に応ずる機関であることについて、潜在的な被害者が認識できるよう配慮しつつ、各都道府県における広報・周知を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関において人身取引被害者を認知した際には、被害者が悪質な雇用主、ブローカー等から危害を加えられるおそれが強いこと等を踏まえ、必要に応じて警察や入国管理局への通報を行うほか、相互に連携して適切な保護措置を講ずる。 ・被害者の被害申告をより容易にするための多言語ホットラインの運用又は運用の支援について検討する。 	<p>関係府省</p> <p>内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省</p>
<p>③関係行政機関及び民間支援団体等との連携による支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所において、警察、入国管理局等の関係行政機関、在京大使館、IOM（国際移住機関）及びNGOとの連携確保に努め、国籍、年齢を問わず、人身取引被害女性の一時保護を行い、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事への配慮、夜間警備体制の整備のほか、被害者の状況に応じ保護中の支援の充実を図る。なお、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して適切な保護措置を講ずる。また、所在地が秘匿されていること、被害者の母国語を解する職員がいること等から、より適切な保護が見込まれる場合には、民間シェルター等への一時保護委託を実施する。 	<p>厚生労働省</p>
<p>④被害者のニーズに合わせた支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所に配置されている心理判定員及び一時保護所に配置されている心理療法担当職員による人身取引被害者のカウンセリングを実施するとともに、関係行政機関と連携しながら、婦人相談所に配置されている相談指導員等による被害者の意向を踏まえた相談活動を実施する。また、無料低額診療事業の利用又は医療費の補助の活用により、必要な医療ケアを提供する。なお、被害者が児童である場合には、児童相談所において、必要に応じて、児童心理司等による面接、医師による診断等を行うとともに、高度の専門性が要求される場合は、専門医療機関と連携するなど、心理的ケアや精神的な治療を行う。 	<p>厚生労働省</p>
<p>⑤広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身取引について社会的な啓発を図り、人身取引撲滅を推進するため、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するため、地方公共団体を始め広く関係団体と連携して広報啓発を実施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引が決して許されない悪質な犯罪であることや、人身取引に対する政府の取組等について、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載、在外公館を通じた人身取引被害者の送出国に対する広報等を通じて積極的に広報することにより、国民等の意識啓発と協力の確保に努める。 	<p>内閣府、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省</p>
<p>⑥男性被害者等の保護施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人に係る雇用関係事犯等を端緒とする人身取引事案においては、男性被害者等を認知する可能性があり、女性の保護を専門にしている婦人相談所では対応できないことから、男性被害者等の保護施策について検討する。 	<p>内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省</p>

7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

施策の基本的方向		
<p>雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、男女雇用機会均等法に基づき企業に対する指導等を徹底するとともに、教育・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等においても、被害の実態を把握し、効果的な被害防止対策を講ずる。</p> <p>セクシュアル・ハラスメントの行為者に対して厳正に対処し、再発防止策を講じるとともに、被害者の精神的ケアを強化する。</p>		
具体的施策	担当府省	
<p>ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進</p> <p>①企業等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知、非正規労働者も含めた相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進する。 ・パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正指導、及び専門的な知識、技術を持った職員の活用等により、適切な相談対応等を引き続き行う。 ・周囲の者の無理解で不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようにするとともに、被害者が安心して相談でき、相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が求められること及び職場等における定期的かつ積極的な研修を実施することなどにつき、企業に対する啓発を行う。 ・セクシュアル・ハラスメントによって精神疾患等を発病した場合について、労働災害に当たる場合があることの周知徹底を図る。 <p>②国家公務員についての対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法が適用されない国家公務員については、人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）（平成 10 年 11 月人事院規則）及び人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成 10 年 11 月人事院事務総長通知）等に基づき、研修等の防止対策をより組織的、効果的に推進する。 		<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>全府省</p>
<p>イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立学校等に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底を行う。 ・大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう努める。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底に努める。 ・セクシュアル・ハラスメントの被害実態を把握するとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を推進する。 		<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントを行った教職員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対処を行う。また、懲戒処分については、再発防止の観点から、被害者のプライバシーを考慮しつつ、その公表を行う。 	<p>文部科学省</p>
<p>ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、被害の未然防止、行為者に対する厳正な対処、再発防止及び被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。 	<p>文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>

8 メディアにおける性・暴力表現への対応

<p style="text-align: center;">施策の基本的方向</p>	
<p>女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性に対する人権侵害となるものもある。</p> <p>こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等を通じて発信主体が社会一般に拡大していることに加え、パソコンゲーム等バーチャルな分野においても、国際的に重大な懸念が表明されるコンテンツの流通が現実問題となっていることから、表現の自由を十分尊重した上で有効な対策を講じる。</p>	
<p style="text-align: center;">具体的施策</p>	<p style="text-align: center;">担当府省</p>
<p>ア 広報啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々なメディアにおける性に関する情報の氾濫や性を売り物とする営業の多様化に伴い、特に児童の性的な被害が依然頻発していることから、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を推進する。 ・女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進する。 	<p>内閣府、警察庁、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省</p>
<p>イ 流通防止対策の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々なメディアにおける性に関する情報や性を売り物とする営業において、不法事案の積極的な取締り等による環境浄化を図る。地方公共団体の青少年保護育成条例等について地方公共団体に各種の助言や情報提供を行う。性や暴力に関する有害図書類等が青少年に販売されないよう関係団体へ働きかけることなどを推進する。 ・わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報について、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。 ・インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、関係事業者によるブロッキングの自主的導入に向けた環境整備等、インターネット上の児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。 	<p>内閣府、警察庁、関係府省</p> <p>警察庁、関係府省</p> <p>内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省</p>
<p>ウ 調査研究等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性・暴力表現が人々の心理・行動に与える影響についての調査方法を検討する。 ・メディア産業の性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。 	<p>内閣府</p> <p>内閣府、関係府省</p>

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

<基本的考え方>

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言える。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要である。特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が殊に重要である。

こうした観点から、子どもを産む・産まないに関わらず、また、年齢に関わらず、全ての女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開を推進するとともに、男女の性差に応じた健康を支援するための総合的な取組を推進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
食育に関心を持っている国民の割合	71.7% (平成 21 年)	90%以上 (平成 27 年度)
妊娠・出産について満足している者の割合	92.6% (平成 21 年度)	100% (平成 26 年)
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	78.1% (平成 20 年度)	100% (平成 26 年度)
母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合	41.2% (平成 21 年度)	100% (平成 26 年)
出生 1 万人当たり NICU (新生児集中治療管理室) 病床数	21.2 床 (平成 20 年度)	25~30 床 (平成 26 年度)
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	342 地区 (平成 20 年度)	全小児救急医療圏 (平成 26 年度)
不妊治療を受ける際に患者が専門家のカウンセリングが受けられる割合	①不妊カウンセラー 専従 15.3% 兼任 47.4% ②不妊コーディネーター 専従 11.8% 兼任 47.5% (平成 21 年度)	100% (平成 26 年)
不妊専門相談センター	61 都道府県市 (平成 22 年度)	全都道府県・指定都市・中核市 (平成 26 年度)
妊娠中の喫煙・飲酒	①喫煙率 5.5%、4.4%、4.9% (3~4 か月、1 歳 6 か月、 3 歳児健診時の結果) ②飲酒率 7.6%、7.5%、8.1% (3~4 か月、1 歳 6 か月、 3 歳児健診時の結果) (平成 21 年度)	なくす (平成 26 年)
子宮がん検診、乳がん検診受診率	子宮がん：21.3% 乳がん：20.3% (平成 19 年)	子宮がん：50%以上 乳がん：50%以上 (平成 23 年度末)
成人の週 1 回以上スポーツ実施率	45.3% (平成 21 年)	65%程度 (できる限り早期)

1 生涯を通じた男女の健康の保持増進

施策の基本的方向	
<p>男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立する。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるよう総合的な対策を推進する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 健康寿命の更なる延伸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界一の健康長寿国の我が国としては、男女の生涯を通じた健康の管理・保持増進のための施策の推進により、健康寿命の更なる延伸を図る。 	厚生労働省
<p>イ 地域における医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な医療提供体制の整備を進める。 	厚生労働省
<p>ウ 生涯を通じた健康の保持増進のための健康教育、健康相談、普及啓発、健康診査・指導等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた健康の保持増進のため、健康相談、普及啓発、健康診査・指導等を推進する。 ・生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を学校はもちろん、家庭や地域においても積極的に推進する。その際、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であることにも留意する。学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図る。 	厚生労働省 文部科学省
<p>エ 女性の健康づくり支援</p> <p>①女性の健康保持のための事業等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害その他女性の健康をめぐる様々な問題について、安心して相談できる体制を整備する等、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など女性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進する。 ・女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の認識が高まり、積極的な取組が行われるよう気運の醸成を図る。 ・女性の生涯を通じた健康支援の総合的な推進を図る視点から、保健所、市町村保健センター等において母子保健医療に携わる医師、保健師、助産師、看護師等に対する研修等の充実を図る。 <p>②成年期、高齢期における女性の健康づくり支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が元気に活動している姿は健全な社会の象徴である。平均寿命が男性よりも長い女性が、人生を、寝たきりにならず健康に過ごすため、更年期障害の軽減、成年期、高齢期の肥満の予防等を重点とした健康診査、健康指導を行うとともに、健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進するほか、老後における健康保持のため健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練及び訪問指導といった保健事業の推進を図る。 	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省

オ 男性の健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の方が肥満者の割合が高く、喫煙飲酒する者の割合も高い。また、精神面で孤立しやすい。さらに、30歳代、40歳代を中心に長時間労働者が多く、仕事と生活の調和がとりにくい状況にある。こうした中で、男性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進する。 	厚生労働省
カ 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されている。こうした中、男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進する。その際、若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止等とともに、男性の生活・自活能力の向上にも留意する。 	内閣府、厚生労働省
キ 科学的根拠に基づいた健康情報の収集・分析・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・各種施策の実施状況及び社会情勢の変化等に応じて、男女の健康保持に関する施策の充実のための総合的な検討を行う。 	厚生労働省

2 妊娠・出産等に関する健康支援

施策の基本的方向	
<p>妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実するとともに、仕事と生活の調和の確立など支援を受けやすい環境整備を進める。特に、周産期医療体制の確保、不妊に悩む男女への対策を推進する。また、性に関する商業的、不正確な情報が氾濫する中にあることは、望まない妊娠を防ぐという観点を含めて、性に関する健康問題について、正しく理解し適切に行動を取ることが必要である。このため、家庭・地域と連携し、学校において、発達段階に応じた適切な性教育を実施する。さらに、性と生殖に関して健康であることの重要性について、国民への正確な情報提供等に努める。</p>	
具体的施策	担当府省
ア 妊娠・出産期における女性の健康管理の充実と経済的負担の軽減	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実を図るとともに、妊婦健診の公費負担や出産育児一時金などにより、経済的負担の軽減を図る。 	
イ 周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実	
①妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供	
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療援護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産や人工妊娠中絶等の悩みを抱える者に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、「女性健康支援センター」等での相談援助体制の整備を図る。 	厚生労働省

<ul style="list-style-type: none"> ・母乳育児の推進に取り組む自治体の取組等の紹介などにより、母乳育児の普及に努める。また、母乳育児普及率の調査を行う。また、母乳育児が困難な場合にも配慮して、人工栄養による健全な育児を支援する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診の適正な受診や妊娠の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊産婦に対するやさしい環境を育んでいく「マタニティマーク」の普及を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。 	厚生労働省
②周産期医療等の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センター等への支援（新生児集中治療管理室（NICU）の整備等）、周産期医療に携わる医師・助産師等の養成・確保、救急搬送受入体制の確保を図る。 	文部科学省、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての分娩機関が産科医療補償制度に加入し、分娩に関する紛争の防止・解決を図るとともに、原因分析による将来の同種事例の防止に役立つ情報の提供などにより、産科医療の質の向上を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・「妊娠と薬情報センター」（独立行政法人国立成育医療研究センターに設置）において、服薬の影響を心配する妊婦からの相談業務を通じ、妊婦の服薬情報とその後の出生児への薬の影響の有無に関する情報を収集・蓄積し、服薬相談や医薬品添付文書の改訂に活用する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間も含め、小児救急患者の受け入れができる体制を整備する。子どもについては、親の保険料の滞納状況に関わらず、一定の窓口負担で医療にかかれるようにする。 	厚生労働省
ウ 不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実等	
<ul style="list-style-type: none"> ・医学的には高齢になると妊娠・出産に関するリスクが高まること等、妊娠・出産に関する情報提供を行う。 	内閣府、文部科学省、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療（体外受精、顕微授精）に要する費用に対する助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には医療保険の適用を検討し、支援を充実する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・男女を問わず、不妊治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療における安全管理のための体制の確保が図られるようにする。 	厚生労働省
エ 不妊治療のために休暇が取りやすい環境の整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和を推進することなどにより、不妊治療のために休暇が取りやすい環境の整備を進める。 	内閣府、関係府省
オ 人工妊娠中絶の心身への影響についての知識等の普及	
<ul style="list-style-type: none"> ・人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図る。 	文部科学省、厚生労働省

カ 性に関する指導の実施と科学的な知識の普及	文部科学省
①学校における適切な性に関する指導の実施	文部科学省
<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領においては、学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取れることを目的として実施されており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切である。 	文部科学省
②保健所における健康相談等	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の人工妊娠中絶やH I V感染症を含む性感染症問題に対応するため、保健所において健康相談、電話相談等を行うことにより、人間としてそれぞれの性を尊重すること等正しい理解の推進と性に関する科学的な知識の普及を図る。 	厚生労働省
キ 人工妊娠中絶・生殖補助医療について	内閣府、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進展や科学技術の進歩等の中で、人工妊娠中絶・生殖補助医療に関する法制度等の在り方について、多様な国民の意見を踏まえ、検討が行われる必要があり、その議論に資するよう、必要に応じ実態の把握等を行う。 	内閣府、厚生労働省

3 健康をおびやかす問題についての対策の推進

(1) H I V／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進

施策の基本的方向	
H I V／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進する。	
具体的施策	担当府省
ア 予防から治療までの総合的な対策の推進	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・H I V／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防に関する積極的な啓発活動を行う。 ・医療・検査・相談体制を充実する。 ・研究開発を推進する。 	厚生労働省 厚生労働省
イ 学校におけるH I V／エイズ、性感染症に関する教育の推進	文部科学省
<ul style="list-style-type: none"> ・学校においては、児童生徒が発達の段階を踏まえ、正しい知識を身に付け、適切な行動が取れるようにするため、H I V／エイズについて発達の段階を踏まえた教育を推進するとともに、性感染症についても、その予防方法を含めた教育を推進する。 	文部科学省

(2) 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

施策の基本的方向	
<p>薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となるなど社会の基盤を揺るがしかねない行為であり、対策の強化を図る。また、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなりやすく、特に女性は、生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、受動喫煙防止対策を徹底するとともに、健康被害に関する情報提供等の対策を推進する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 薬物の供給の遮断と乱用者の取締り等需要の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関の緊密な連携の下に、薬物密輸・密売組織の壊滅や水際検挙の推進等による薬物の供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取締りや広報啓発活動等を通じて需要の根絶を図っていく。 未成年者や20歳代の若年層による覚せい剤・大麻等の乱用については、いまだ憂慮すべき状況にある。このため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している少女を含む末端乱用者の早期発見・検挙・補導、再乱用防止のための施策等を推進する。 	<p>警察庁、厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p>
<p>イ 薬物乱用防止に関する教育・啓発の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、学校において、薬物乱用が健康に与える影響について指導するとともに、全ての高等学校及び中学校において、地域の実情に応じて小学校においても、薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカー等を活用しての薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図る。 関係府省の緊密な連携の下に、積極的な広報・啓発活動を行うことにより、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く普及し、薬物乱用を許さない社会環境を形成する。 	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p>
<p>ウ 喫煙・飲酒に関する正確な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行う。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>エ 受動喫煙の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図る。 	<p>厚生労働省</p>

4 性差に応じた健康支援の推進

施策の基本的方向
<p>疾患の罹患状況が男女で異なるなど、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な健康支援を受けることが必要である。このため、性差医療に関する調査・研究を進めるとともに、性差医療の重要性に関する普及啓発、医療体制整備、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を進める。</p>

具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> 男女の精神的・身体的性差や生活習慣の差等を踏まえた医療に関する調査・研究を充実する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な健康支援を受けられることが必要であり、医師、医療関係者及び国民に性差医療等についての知識の普及を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 健康や医療サービス提供に関する男女別データの収集を行う。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するとともに、自殺予防等心身の健康維持の支援を進める。 	内閣府、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 性差に応じたがん検診（乳がん、卵巣がん、子宮がん、前立腺がん）や生活習慣病の予防施策等を進める。特に、女性のがん罹患率の第一位である乳がんについては、自己検診が可能であることから、その方法について普及啓発を図る。また、死亡率減少効果のあるがん検診を推進するため、マンモグラフィの緊急整備や撮影技師及び読影医師の育成を図る。さらに、高齢女性にとって大きな健康問題である骨粗しょう症の予防対策として、検診受診率の向上に向けた普及啓発を一層推進する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 子宮がん検診、乳がん検診受診者数を増やす。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康問題のニーズに応じた個別の予防プログラム（運動・食事）を受けられる仕組みづくりに向けて、生活習慣病等の戦略的介入研究や介護予防プログラム（転倒骨折予防など）の研究開発を推進する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 性差を視野に入れた薬物・タバコ・アルコール依存者の治療とリハビリテーションの推進を図る。特に、女性依存者を対象とする民間支援団体の支援を行う。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 男性に喫煙、飲酒の習慣が多いことを踏まえつつ、生活習慣改善を図るため、禁煙やアルコール依存の解消に関する健康相談・健康教室等の機会の一層の充実を行う。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査・特定保健指導について、事業の評価に当たってはニーズや効果に関する男女別の評価を行うことにより、きめ細かな施策の推進が図られるよう努める。 	厚生労働省

5 医療分野における女性の参画の拡大

施策の基本的方向	
<p>女性の生涯を通じた健康支援のニーズに対応するため、医療体制の充実とともに、医療分野における女性の参画の拡大を図る。例えば、医師国家試験合格者の3割以上を女性が占めており、医師の質の向上、国民の健康の保持増進を図るためにも、女性医師が働き続け、能力を発揮しやすい条件整備が必要であり、医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等の仕事と生活の調和の確保、就業継続・再就業支援などを進める。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 医療関係者の仕事と生活の調和の確保、就業継続、再就業支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 医療現場に多様な視点を導入し、仕事と生活の調和を図りやすい勤務環境を実現するため、各医療機関や関係団体に対し、意思決定過程の場への女性医療関係者の積極的な登用を働きかける。 	内閣府、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等の仕事と生活の調和の確保を進める。また、保育所の充実、メンター制度等、継続就業、離職後の復帰支援を支援する。 	厚生労働省

イ 女性医師が能力を発揮しやすい条件整備	<ul style="list-style-type: none"> ・正規短時間勤務医制度の普及や交代勤務制の導入の推進を促進する等、各医療機関における勤務態勢の見直しを推進し、医師の仕事と生活の両立支援に関する取組を促進する。 ・開業医との役割分担・連携強化や医療クラーク（医療事務補助員）の導入促進等を通じ、医師の過剰な業務負担を軽減する。 ・病院内保育所運営事業、事業所内託児施設への助成制度等の活用を通じ、育児中の医師のニーズにきめ細かく対応する病院内保育所の更なる充実等を推進する。 ・女性医師の継続的就業についての優れた取組事例の普及、先輩の女性医師がメンターとして継続就業について悩む若い女性医師の相談に応じることができるよう、病院内の体制の整備を支援するとともに、その社会的責任の大きさにも鑑み、学生時代からのキャリア教育や若手女性医師の生涯キャリア形成のための研修等の充実を通じ、継続的な就業の支援を行う。 ・女性医師の復帰後の勤務形態や状況に応じた、きめ細かな研修の実施等、女性医師の復帰支援を推進する。また、女性医師バンクの体制強化により相談体制を充実強化するとともに、女性医師の復帰支援についての優れた取組事例の普及等により、女性医師の就労を支援し、医師の人材確保に努める。 ・今後の施策に資するため、関係団体の協力の下、女性医師の勤務形態、出産・育児、介護等を理由とする退職等、女性医師を取り巻く状況につき、全国的にきめ細かな調査・分析を行い、実態把握に努める。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
ウ 医療従事者全体の更なる専門性の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム医療の推進等により、医療の効率性の向上による医療従事者の負担軽減等を通じて、多種多様な医療従事者が相互の連携の下で各々の専門性を発揮できる環境整備を進める。 ・医師不足の深刻な産科に関して助産師を一層活用するため、院内助産所・助産師外来の積極的活用を図るとともに、助産所と医療機関との連携、研修の充実等を推進する。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

6 生涯にわたるスポーツ活動の推進

施策の基本的方向	
<p>男女が自らスポーツを行い、心身ともに健康で活力ある生活を形成するため、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う。また、スポーツ団体における女性の参画拡大を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進するなど、地域において、男女を問わずスポーツに親しむことができる環境を整備する。 ・男女を問わず、地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について、各地方公共団体が養成・活用に努めるよう支援する。 ・スポーツ団体において男女を問わずスポーツ指導者を育成することや、新たに策定するスポーツ団体の組織運営に関するガイドラインに基づき、スポーツ団体の実態を踏まえた女性の団体役員等への積極的な登用を推進する。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で健康づくりを図るための環境整備の一環として、総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参加を推進するとともに、好事例を収集し発信する等、普及啓発に向けた取組を推進する。 	<p>文部科学省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が自分の体力の現状を把握できる体力測定の仕組み（体力検定制度）を創設するとともに、高齢者が日常生活において手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを開発し、そのプログラムを継続的に実施するよう普及啓発を実施する。 	<p>文部科学省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・女性トップアスリートの活躍を支援するため、出産・育児後に円滑に競技活動へ復帰できるようなトレーニング方法やコーチングなどの研究開発を実施する。 	<p>文部科学省</p>

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・ 学習の充実

<基本的考え方>

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習である。

固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。

また、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、人生を通じたそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメントを促進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
公立中学校における職場体験の実施状況	94.5% (平成21年)	96% (平成27年)
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況	72.6% (平成21年)	75% (平成27年)
ミレニアム開発目標のうち、全ての教育レベルにおける男女格差	—	平成27年までに解消
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	93.2% (平成21年)	100% (平成27年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	14.7% (平成22年)	30% (平成32年)
大学の教授等に占める女性の割合	16.7% (平成21年)	30% (平成32年)

1 男女平等を推進する教育・学習

施策の基本的方向	
<p>学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう意識啓発等に努める。</p> <p>男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。 ・教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進する。 ・青少年教育活動の指導者など社会教育関係者に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発に努める。 ・男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、教育関係者等に対し男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図る。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省 文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>イ 初等中等教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領等に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて指導の充実を図る。また、教科書においても教育基本法や学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な記載がなされるよう配慮する。男女平等が歴史的にいかに進展してきたか、国際的にみて我が国の女性が置かれている現状はどのようなになっているかなども含め、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を促進する。 ・初等中等教育において、学校現場を含め国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する。 ・男女を問わず国民一人ひとりが健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。 ・子どもが暴力の被害者になることを防ぎ、また、子どもが将来暴力の加害者になることを防ぐため、暴力は人権侵害であり絶対に許されるものではないことについて、子どもの頃からの教育・啓発を推進する。 ・学校運営が、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう留意し、その考え方がPTA活動などの地域活動にも浸透するように努める。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省、関係府省</p> <p>文部科学省</p>
<p>ウ 高等教育の充実</p> <p>①高等教育機関における調査・研究等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関において、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の一層の充実を促す。また、それらの成果を学校教育や社会教育における教育・学習に幅広く活用し、社会への還元を促進する。 	<p>文部科学省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう、大学の教職員を対象とした研修等の取組を促進する。 ・様々な分野への女性の参画を促進するため、高等教育機関における男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進を図る。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>②奨学金制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力のある学生が経済的な理由により修学の機会が奪われることのないよう、奨学金制度の充実を図る。 	<p>文部科学省</p>
<p>エ 社会教育の推進</p>	
<p>①男女共同参画に関する学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育において、プログラムの開発や学級・講座の開設など、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進するとともに、指導者用資料の作成、専門的な指導者の養成などを推進する。その際、女性のみならず男性に対しても積極的な参加を促す。 	<p>文部科学省</p>
<p>②男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供する。また、子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図る。 ・家庭教育等における男性の参画、家庭教育を支える地域ネットワークの構築など、地域の活動を担う人材の育成プログラムの開発・普及等を図る。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実</p>	
<p>①独立行政法人国立女性教育会館における調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館においては、調査研究・情報事業及び大学等の研究の成果を研修・交流事業に活用し、地方公共団体や大学、男女共同参画センター・女性センター等の女性関連施設及び社会教育施設、海外関係機関と連携を図りつつ事業を展開するとともに、男女共同参画社会の形成に資する調査研究や、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め全国的にその成果の還元を図る。 	<p>文部科学省</p>
<p>②日本学術会議における男女共同参画に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学術会議においては、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、社会、経済、政策、健康、人口、暴力、災害、環境等の観点から多角的な調査、審議を一層推進する。 	<p>内閣府</p>

2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

施策の基本的方向

男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進する。特に、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切にいかすことができる社会の構築を目指し、学習機会の提供や社会参画の促進のための施策を一層充実させる。

また、「ミレニアム開発目標」のうち、平成 27 年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消するという目標の実現に努める。

具体的施策	担当府省
<p>ア 生涯学習・能力開発の推進</p> <p>①総合的なキャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進する。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、仕事と生活の調和の重要性について理解の促進を図る。 <p>②ライフプランニング支援の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性が長期的な視点で自らの人生設計（ライフプランニング）を行い、能力を發揮しつつ主体的に生き方を選択することを支援するための学習機会の提供を促進する。 <p>③現代的課題に関する学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者の権利と責任等について理解し、消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるよう、社会教育、学校教育における消費者教育を推進する。 政策・方針決定への参画の促進にも資するよう、地球環境の保全、国際理解、人権、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成などの現代的課題に関する学習機会の充実を図ることにより、現代的課題について自ら学習する意欲と能力を培うとともに、課題解決に取り組む主体的な態度を養う。 <p>④リカレント教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業や社会活動など社会参画の拡大のための教育、リカレント教育等教育・学習活動、情報活用能力を身に付けるための教育・学習活動などの充実、推進を図る。 大学等における編入学の受入れ、社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座の実施等に努め、大学等の生涯学習機能の拡充を図るとともに、高等学校等における開放講座の充実を図る。 全ての意志ある人が経済的理由により希望する教育を受けることを断念することがないように、教育費の負担軽減を図る。 <p>⑤放送大学の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送大学や放送大学大学院を始めとして時間・空間的制約のない高等教育の機会の提供の推進を促す。 単位制高等学校や専修学校の整備を推進するとともに、社会通信教育の振興を図るなど多様な学習歴や生活環境を持つ学習者に対する学習機会の提供を促進する。 <p>⑥学校施設の開放促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するために、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し、多様な学習機会の提供を行う。また、学校・家庭・地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備や活用の促進を図る。 <p>⑦青少年の体験活動等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立って、青少年の奉仕活動、自然体験活動等の場や機会の充実を図る。 <p>⑧民間教育事業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間教育事業者に対して、男女共同参画社会の理念を踏まえながら、事業の実施、相互の連携、地方公共団体との連携を図るよう指導、助言を行うなど、民間教育事業者の健全な発展を促進するよう努める。 <p>⑨高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育、社会教育を通じて情報活用能力を育成するための情報教育を推進するとともに、情報通信技術を活用した教育の推進に努める。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省、関係府省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>

<p>⑩学習成果の適切な評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な学習活動の成果が適切に評価されるような社会の実現に向け、生涯学習施策に関する調査研究を行うとともに、大学等において専修学校での学習の成果などを単位として認定することを奨励する。 	<p>文部科学省</p>
<p>イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実</p>	
<p>①社会活動の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業におけるキャリアだけでなく、PTAやNPO、地縁団体の活動など多様な社会活動をキャリアとして積極的に評価するための手法について検討する。 	<p>文部科学省</p>
<p>②女性の生涯にわたる学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力を付けるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。 高等教育機関における託児施設の整備等の推進を促す。 	<p>文部科学省 文部科学省、関係府省</p>
<p>③女性の能力開発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的に自立するために必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性に配慮する。 女性がこれまで担ってきた社会活動をキャリアとして積極的に評価するとともに、従事している者が経済的にも自立できるよう、「新しい公共」を担う人材の育成プログラムを開発・普及等を行う。 	<p>文部科学省 文部科学省</p>
<p>④女性の学習グループの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとともに、参画した女性の活動成果の普及促進に努める。また、女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を促進する。 	<p>文部科学省</p>
<p>⑤独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立女性教育会館においては、基幹的女性教育指導者の育成、女性のチャレンジ支援のための情報提供や教育プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、女性アーカイブセンター機能等の更なる充実・深化を推進する。 	<p>文部科学省</p>
<p>ウ 進路・就職指導の充実</p>	
<p>①進路指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 初等中等教育段階から児童生徒の能力・適性・進路希望等に応じた進路指導を展開するため、専攻分野に関する正しい情報を提供し、進路指導に携わる教育関係者が固定的な性別による考え方にとらわれることなく、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるように指導する。また、児童生徒一人ひとりに高い職業意識の育成を図るため、職場体験やインターシップなどの体験活動を推進する。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>②就職指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学等に対して将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた進路・就職指導など多様な職業選択を推進する指導及び意識啓発等を行うよう促す。さらに、学生職業センター等において、女子学生等も含め就職支援を着実に実施する。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>

<p>③職業意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択を念頭に、一人ひとりが主体的に進路を選択することを目的とし、望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身に付けさせるなど、職業意識の醸成や意識の啓発を図る。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>④各経済団体等への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学における教育が男女学生ともに多様な職業選択を可能にするため必要であることを踏まえ、経済団体等に対して、実質的な就職・採用の活動開始や内定の時期等について、大学教育に十分配慮するよう要請する。 女子学生・女子高校生に対する均等な就職機会の確保について引き続き要請する。 	<p>文部科学省、厚生労働省 文部科学省、厚生労働省</p>

3 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の基本的方向	
<p>学校教育機関において、女性の能力発揮がそれぞれの組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> 初等中等教育機関の校長・教頭などにおける女性の登用について、都道府県教育委員会等に対して、「2020年30%」の目標の達成に向けた具体的な目標（例えば、平成27年（2015年）の目標など）を設定するよう働きかける。 高等教育機関の教授等における女性の登用については、男女共同参画の理念を踏まえた各大学における自主的な取組を促進する。また、国立大学協会が策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえつつ、男女共同参画の推進に向け、国立大学法人評価等を通じて各国立大学法人が積極的な取組を行うよう促す。公私立大学等についても自主的な取組が行われるよう促す。 国立大学協会の男女共同参画に関するワーキング・グループからの国立大学における男女共同参画を推進するための提言等も踏まえて、学術・研究の分野における女性の参画の促進に努める。 	<p>文部科学省 文部科学省 文部科学省</p>

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

<基本的考え方>

科学技術・学術は、我が国及び人類社会の将来にわたる発展のための基盤であり、「知」の獲得をめぐる国際的な競争が激化している。我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れた研究活動を活性化するためには、女性研究者の能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、その活躍を促進していくことが不可欠である。また、科学技術・学術の振興により、多様で独創的な最先端の「知」の資産を創出することは、男女共同参画社会の形成の促進にも資する。

しかしながら、我が国の研究分野への女性の参画状況は、他の先進国と比べて依然として不十分である。女性研究者の登用及び活躍の促進を加速するため、女性研究者の出産・子育て等と研究との両立のための環境づくりや、女子学生・生徒の理工系分野の進路選択の支援を図り、各研究機関における先導的な取組の成果の全国的な普及・定着を進めることによって、研究機関が実態に応じて積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することを支援するなど、科学技術・学術分野における女性の参画拡大を積極的に推進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
女性研究者の採用目標値（自然科学系）	自然科学系 23.1% (平成20年)	「自然科学系25%（早期）、更に30%を目指す。特に理学系20%、工学系15%、農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す。」 (総合科学技術会議基本政策専門調査会報告)との目標を踏まえた第4期科学技術基本計画 (平成23年度から27年度まで) における値
日本学術会議の会員に占める女性の割合	20.5% (平成20年)	22% (平成27年)
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	12.5% (平成20年)	14% (平成27年)

1 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

施策の基本的方向	
<p>科学技術・学術分野における多様な視点や発想を確保し、研究活動の活性化によって新たな知見の創出、国際競争力の向上等を図るため、女性研究者がその能力を最大限に発揮できるような環境を整備していくことが不可欠である。また、科学技術・学術分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2020年30%」の目標を踏まえて科学技術基本計画に掲げる女性研究者の採用割合についての目標を受けた各研究機関の取組が推進されるよう、研究機関に対して、女性参画のための自主的な取組の奨励及び支援を行う。その際、科学技術基本計画における数値目標を踏まえて研究機関は女性研究者の採用に関する数値目標の設定と公表及び達成度の評価・公開等を行うとともに、部局ごとに女性研究者の職階別の在籍割合を公表するなど研究機関における女性研究者の採用・登用及びその活躍を促進するよう働きかける。また、研究機関における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する。 ・男女共同参画会議と総合科学技術会議及び日本学術会議の連携を強化するとともに、科学技術基本計画等に目標を設定するなど、男女共同参画の視点を明確に位置付けるよう強く働きかける。 ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等によって国及び地方公共団体における科学技術・学術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。 ・国が関与する提案公募型研究事業等の審査員への女性の登用を積極的に進める。 ・日本学術会議において、女性の会員比率及び連携会員比率の向上に努めるとともに、学術分野における男女共同参画を推進するため積極的な調査や提言を行う。 	<p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府</p>

2 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり

施策の基本的方向	
<p>多様な価値観や働き方を受容して働きやすい環境を醸成し、女性研究者が能力を一層発揮できるようにする。</p> <p>特に、女性研究者が研究と出産・育児・介護等とを両立し、研究を継続するための保育支援、研究支援、復帰支援、慣行の見直しなどの環境整備の充実など、女性研究者が働きやすい環境を醸成する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 女性研究者のネットワークの構築、勤務環境の整備等</p> <p>①ネットワークの構築等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究機関の管理職等を対象とした男女共同参画のための意識啓発活動を行うとともに、男女共同参画の推進のために必要な知識、マネジメント能力、ネットワーク力を身に付けるための研修等を実施する。 	<p>内閣府、文部科学省、関係府省</p>

<ul style="list-style-type: none"> 女性研究者及び女性若年層に対して、研究の継続を支援するため、産学官の研究に関する求人公募情報をデータベース化して、インターネットを通じて無料で提供するための環境整備に努める。 	<p>内閣府、文部科学省、関係府省</p>
<p>②女性研究者等の働きやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関の教員等が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、男女共同参画に関する研修等の取組を推進する。 女性研究者がその能力を最大限発揮できるようにするため、大学や公的研究機関を対象としてコーディネーターの配置、出産・子育て期間中の研究活動を支える研究・実験補助者等の雇用の支援等、女性研究者が出産・子育て等と研究を両立するための環境整備を行う取組を支援する。 研究機関が、女性研究者の採用・登用やプロジェクト参加等の機会を確保するための性別や年齢により差別しない人事等の推進、勤務環境の整備等を行うよう働きかける。 研究機関が、短時間勤務や在宅勤務を含む各機関等における柔軟な雇用形態・人事制度の確立、研究支援体制の整備、育児休業取得に係る研究中断後の再開のための支援措置、託児施設の整備など、研究と出産・育児・介護等の両立支援策に取り組むよう働きかける。 出産・育児により研究活動を中断した優れた研究者が円滑に研究現場に復帰できるよう、研究奨励金の支給等の制度を拡充する。研究費申請等に際しての出産・育児を考慮した年齢制限の緩和や業績評価、任期等、各種制度の弾力化等により、女性研究者が研究を続けやすい環境整備を一層充実・促進する。 技術者等の研究を主とする者以外の科学技術・学術関係人材や企業において研究を行う者についても、その分野の特性や実情等を踏まえた上で、仕事と出産・育児・介護等の両立支援策に取り組む。 	<p>文部科学省、関係府省 文部科学省、関係府省 文部科学省、関係府省 文部科学省、関係府省 文部科学省、関係府省 厚生労働省、関係府省</p>
<p>イ 研究者等の実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計情報を収集・整備し、経年変化を把握する。 	<p>総務省、文部科学省、関係府省</p>

3 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

施策の基本的方向	
<p>女子学生・生徒の理工系分野への進学状況は、他の分野と比較して低い。このため、理工系分野の人材育成の観点から、女子学生・生徒の興味・関心の喚起・向上にも資する取組を推進するなど女子学生・生徒のこの分野への進路選択を支援する。</p>	
具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> 企業を始めとする研究機関の研究者の身近なロールモデルの発掘を行う。 	<p>内閣府、関係府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> 女子学生・生徒の理工系分野への関心・理解を高めるため、本人及びその進路選択に影響力のある保護者・教師をも対象にした女性研究者等のロールモデル情報の提供、科学技術の理解増進のための事業を推進する。 	<p>内閣府、文部科学省、関係府省</p>

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

<基本的考え方>

メディアを通じて男女共同参画に関する正しい理解を広め、固定的性別役割分担意識を解消していくため、メディア側も積極的な取組を行うよう働きかける。女性や子どもを専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもに対する人権侵害となるものもある。こうした観点から啓発を行うとともに、メディア側の自主規制等の対策を働きかける。

また、公共性の高い空間やメディアにおける性・暴力表現については、青少年やそのような表現に接することを望まない人の権利を守るため、情報の隔離を適切に行う取組が必要である。とりわけ、インターネット等の普及によって女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報の発信主体が多様化し、受信も容易となっている状況を踏まえて対策を検討する。

さらに、こうしたメディアを取り巻く現状に対応するため、様々な情報を主体的に収集、判断し、適切に発信することができるよう、メディア・リテラシーを向上させる取組を継続する。

また、メディアに関わる業界における女性の参画を拡大するよう働きかける。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	64.6% (平成21年)	100% (平成27年)
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成21年)	50%以上 (平成27年)
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	37.0% (平成21年)	50%以上 (平成27年)

1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

施策の基本的方向		
<p>メディアを通じた積極的な広報によって男女共同参画についての正しい理解を促す。また、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特に、インターネット上の情報の取り扱いについては、若年層も含めて広く啓発を行う。</p>		
具体的施策	担当府省	
<p>ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等</p> <p>①メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約等の国際規範や女子差別撤廃委員会が勧告している固定的性別役割分担意識に基づく男女像に関する表現の是正など日本のメディアの課題について、その内容をメディア及び国民各層に周知徹底する。 ・男女共同参画についての正しい理解を促進するため、メディアを通じた広報・啓発を強化する。 ・メディアにおける討論や情報発信の機会に女性が積極的に参加し、重要な役割を果たすことができるよう促す。 ・男女共同参画推進連携会議などの場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有化し、メディア自身による不適切な表現の防止に役立てる。 ・女性や子どもの人権を侵害するような表現の問題点を、メディア側も受け手も共通の課題として認識するため、有識者や市民団体等を交えた調査を実施する。調査結果をメディアの自主的取組及び市民団体などによるモニタリング等の活動の一助とする。 ・メディアが、女性の人権の尊重を十分念頭に置いた基準を定め、遵守すること、また、社内教育を充実すること等により、女性の人権を尊重した情報発信が行われるよう、メディアの自主的取組を促す。 <p>②性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性・暴力表現を扱った出版物、コンピューターソフト等については、青少年の健全育成のために、出版、販売等の関係業界への自主的な取組の徹底、青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用、地域の環境浄化を図るための啓発活動等の方策を推進する。 ・これらの方策の一層の推進に資するために、メディアの実態や青少年に与える影響、諸外国における取組の動向等について調査研究に努める。 <p>③児童を対象とする性・暴力表現の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノは、対象となった児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあるが、近年はインターネットを通じて国境を越えて流通していることから、これに対処するため、国際関係機関等との情報交換の緊密化を図るとともに、その取締りを強化し、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努める。 <p>④地域の環境浄化のための啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域社会が連携した有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域の環境を浄化するための啓発活動を推進する。 		<p>内閣府、外務省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、警察庁、文部科学省</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>警察庁</p> <p>内閣府、警察庁、文部科学省</p>

<p>イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討</p> <p>①現行法令による取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット等新たなメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化に対しては、インターネット・ホットラインセンターからの通報等に基づき、刑法第 175 条、児童買春・児童ポルノ法等現行法令の適用による取締りを強化する。 <p>②インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> メディア産業の性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。 情報発信を制限することなく、インターネットにおける不適切な情報を排除するための受信者による自主管理システムの開発、普及を行う。 性・暴力表現など女性の人権を侵害する情報を含むインターネット上の違法有害な情報の流通に対して、「インターネット上における違法・有害情報への対応に関する研究会」を設置し、有識者、電気通信事業者、消費者代表者等の参加を得て、表現の自由、通信の秘密に配慮しつつ、プロバイダ等による自主的対応及びこれを支援する方策についての検討を進める。また、迷惑通信への対応、苦情処理体制の整備などの利用環境整備の在り方についても検討する。 <p>ウ メディア・リテラシーの向上</p> <p>①メディア・リテラシー向上のための広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身に付けるため、メディア・リテラシーの向上を図る。 <p>②情報教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。 学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成する。 	<p>警察庁</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>総務省、経済産業省</p> <p>総務省</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
---	---

2 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

施策の基本的方向	
行政機関の実務担当者が、男女共同参画の趣旨を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動を行うことを促進する。	
具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> メディアと連携した広報・啓発戦略を強化する。 行政機関の実務担当者が男女共同参画の視点を正しく理解するための研修や教育を実施する。 	<p>内閣府</p> <p>内閣府、関係府省</p>

3 メディア分野における女性の参画の拡大

施策の基本的方向	
メディア関係業界における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。	
具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> 管理職・専門職の女性比率など他の分野と比較して女性の政策・方針決定過程への参画が遅れている点を踏まえ、メディアにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を促進する。 メディアにおける女性の参画を含むダイバーシティに関する取組を促し、また、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。 	内閣府 内閣府

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

<基本的考え方>

「地域」(地域コミュニティ)は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要である。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっている。こうした中で行政だけでなく、一人ひとりが加わって「新しい公共」を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠である。

そのためには、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画(地域おこし・まちづくり・観光、消防団等防災分野への女性の参画、子育て支援活動への男性の参画等)により、男女共同参画の視点を反映させることが必要である。

このため、男女共同参画についての意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。男女共同参画の視点に立った地域や分野横断的なネットワークの構築、地域の男女共同参画拠点の活性化、地方公共団体における男女共同参画行政の積極的推進等を図り、全ての人々にとって身近な男女共同参画を推進する。

また、防災、環境等の分野については、地域に根ざした活動から、全国規模、地球規模の活動まで様々なものがあるが、組織の運営や活動の進め方において男女共同参画を推進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
自治会長に占める女性の割合	4.1% (平成22年)	10% (平成27年)
女性委員のいない都道府県防災会議の数	13 (平成21年)	0 (平成27年)
全国的女性消防団員	19,103人 (平成22年)	10万人

1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

施策の基本的方向	
<p>地域における男女共同参画推進の重要な拠点である男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実・強化を図るとともに、公民館や自治会等地域活動が行われている場を活用し、地域ネットワークの構築や地方公共団体における男女共同参画の積極的推進を促すなど、男女共同参画の考え方があらゆる地域活動の基本要件となるよう基盤づくりを推進する。その際、男女共同参画が働く女性のみ課題として認識されることも多かったことなども踏まえ、男女の別や、就業の有無に関わらず、あらゆる人々による積極的な取組を促進する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する幅広い知識や実践的な技術等を体系的にまとめた研修プログラム等を作成し、男女共同参画センター・女性センター等職員の人材育成を支援する。 男女共同参画センター・女性センター等について、専門的な知識・経験や地域のニーズが適切かつ十分に反映された運営となるよう仕組みづくりを促進する。 	<p>内閣府、文部科学省</p> <p>内閣府</p>
<p>イ 地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における課題解決や実践的活動に関する先進事例、ノウハウ等の情報収集・提供・共有を行い、男女共同参画を促進する。 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の表彰等の広報・啓発活動を行うことにより、男女共同参画の推進を支援する。 女性リーダー等の人材育成のため、研修等の支援を行うほか、リーダー等になりやすい環境整備を図るとともに、多様な動機付けの仕組みを検討する。 	<p>内閣府、文部科学省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、文部科学省</p>
<p>ウ 地域ネットワークの構築の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点を踏まえ、地方公共団体、男女共同参画センター・女性センター、大学、NPO、NGO、地縁団体、企業（ダイバーシティ担当者等）等地域活動を行っている団体とのネットワークの構築、連携を促進する。 	<p>内閣府、文部科学省</p>
<p>エ 地方公共団体における男女共同参画の積極的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体職員、地域活動を行うリーダー等の理解促進のため研修の充実を図る。 	<p>内閣府、総務省、文部科学省</p>

2 地域の活動における男女共同参画の推進

施策の基本的方向
<p>地域において、固定的性別役割分担意識を解消するための意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。また、地域社会の様々な活動に男性や若年層など多様な人々が参画できるよう、仕事と生活の調和を進める。</p> <p>さらに、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、女性の自主的な活動を阻害しないように留意しつつ、男女共同参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構築を図り、地域コミュニティの再生を図る。</p>

具体的施策	担当府省
<p>ア 地域における方針決定過程への女性の参画拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P T A、自治会、消防団、商工会、社会福祉協議会、まちづくり推進協議会など地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。 	内閣府、関係府省
<p>イ 地域活動への多様な人々の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動などの地域活動に、男女ともに、多様な年齢層の参画を促進する。 ・ 男女ともに、地域における多様な年齢層の人々が消費者として自主的かつ合理的に行動できるよう支援する。 	内閣府、文部科学省 消費者庁
<p>ウ 地域ネットワークの構築の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画の視点を踏まえ、地方公共団体、男女共同参画センター・女性センター、大学、N P O、N G O、地縁団体、企業（ダイバーシティ担当者等）等地域活動を行っている団体とのネットワークの構築、連携を促進する。 	内閣府、文部科学省
<p>エ 固定的性別役割分担意識解消のための意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体等が、地域住民等に対する固定的性別役割分担意識解消のための意識啓発等を行うに当たり、地域の課題解決等実践的活動を通じた取組を支援する。 	内閣府

3 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進

施策の基本的方向	
<p>地域の文化・産業を男女共同参画を踏まえた新たな視点で見直し、地域おこし、まちづくりを進め、さらに、それを基礎とした観光を通じて国内外の人々との交流を深めることで、地域や地域経済の活性化、暮らしの改善を実現する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 男女共同参画の視点に立った地域おこし等による地域経済の活性化等</p> <p>①地域おこし、まちづくり、観光分野における女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域おこし、まちづくり、観光分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。 ・ まちづくりや地域経済活性化等のための計画策定や活動等に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかける。 ・ 地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援する。 <p>②地域活動への多様な人々の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女ともに多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、文化の伝承など地域の文化活動の振興を図る。 ・ 男女共同参画の視点を踏まえ、行政と、地域おこし、まちづくり、観光に関する地域活動を行っている商店街や団体等とのネットワークの構築や、異業種間での連携を促進する。 	<p>内閣府、国土交通省</p> <p>内閣府、国土交通省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>内閣府、国土交通省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし、まちづくり、観光に関する女性の人材育成を促進する。 	内閣府、経済産業省、国土交通省
イ 地域社会への男女の共同参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動、NPO等への参画促進のため、情報提供、相談活動などを通じた環境整備を進める。 ・男女共同参画の推進を支援するため、NPO法人を対象とした税制優遇措置の充実などの支援を検討する。 	内閣府 内閣府

4 防災における男女共同参画の推進

施策の基本的方向	
<p>被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する。</p>	
具体的施策	担当府省
ア 防災分野における女性の参画の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る。 ・防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。 	内閣府、総務省 内閣府、関係府省
イ 防災の現場における男女共同参画 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における女性高齢者等の被災が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、女性、高齢者、外国人等の視点も踏まえる。また、緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡充を図る。 ・地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。 ・男女の参画や、災害や防災に関する知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。 ・避難場所や災害ボランティア活動などの場において、安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮がなされるよう図る。 ・消防職員・消防団員、警察官、自衛官等について、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意する。また、平時訓練などその職業能力の向上についても配慮する。 	内閣府、関係府省 内閣府、総務省 内閣府、関係府省 警察庁、総務省、防衛省
ウ 国際的な防災協力における男女共同参画等 <ul style="list-style-type: none"> ・「防災協力イニシアティブ」（平成17年1月18日）に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。 	外務省、関係府省

5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

施策の基本的方向	
<p>地球環境問題を解決し、持続可能な社会の実現を目指していくためには、環境保全等に関する女性の高い関心や経験等を生かしながら、一人ひとりのライフスタイルを環境への負荷がより小さいものへと変えていくとともに、持続可能な社会の実現に重要な課題である環境分野における女性の積極的参画を推進する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 環境分野における女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、環境問題への取組に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかける。 ・環境分野における女性の人材育成を支援する。 ・男女共同参画の視点を踏まえ、行政、大学、NPO活動等地域の環境保全活動を行っている団体とのネットワーク構築、連携を促進する。 ・地球環境問題を解決し、持続可能な社会実現のための情報の提供や交流の場の提供等を図る。 ・地域における環境学習の推進やNGO、NPO活動の支援等を図る。 	<p>内閣府、環境省</p> <p>内閣府、環境省</p> <p>内閣府、環境省</p> <p>環境省</p> <p>文部科学省、環境省</p>
<p>イ 国際的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成4年に開催された「国連環境開発会議」（地球環境サミット）で採択された持続可能な開発の実現を目指す実施計画である「アジェンダ21」及びその国内行動計画である「『アジェンダ21』行動計画」を踏まえ、環境問題に関する取組については、事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を促進する。 ・平成14年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット）で日本のNGOと日本政府が提案し、同年国連総会で採択された「国連持続可能な開発のための教育の10年」が平成17年から開始されていることを踏まえ、「持続可能な開発」の実現に必要な教育への取組と国際協力を積極的に推進する。その際、政府とNGOが密接に連携するとともに、政府においては、関係府省における横断的な推進体制を整備する。 	<p>外務省、環境省</p> <p>外務省、文部科学省、環境省</p>

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への 貢献

<基本的考え方>

我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきた。諸外国では、男女共同参画施策が大きく進展している例もある一方、我が国においては女子差別撤廃委員会の最終見解に指摘されているように多くの課題がある。緊急に実施すべき2年以内のフォローアップ項目も含め、勧告された事項に適切に対処する。

また、国際的な場における女性の積極的な登用を進める。

さらに、男女共同参画は国際的連携をとりつつ進める課題であることを踏まえつつ、ODAの実施に当たってはジェンダー主流化の視点に立ち効果的かつ公正に進める。また、戦時・平時を問わずいかなる女性に対する人権侵害も起きてはならない問題である。女性の平和構築の過程への参画を進める。

このような取組を通じて、男女共同参画に関して、国際的な評価を得ていくよう努める。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
平成27年を期限とするミレニアム開発目標	各国、各国際機関、NGOと協力して、ミレニアム開発目標の達成に努める	
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成21年)	50%以上 (平成27年)

1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知

施策の基本的方向	
<p>我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきた。今後とも、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、「北京宣言及び行動綱領」及び国連特別総会「女性 2000 年会議」で採択された「政治宣言」・「成果文書」等、女性の地位向上のための国際規範・基準や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論等を周知徹底するとともに、積極的に国内における実施強化に努める。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 女子差別撤廃条約等の積極的遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約の国内における実施強化に努める。 女子差別撤廃委員会の最終見解及び国際規範・基準、議論等、国際的な取組を、法曹関係者を含めあらゆる機関、あらゆる年代層の国民に周知徹底する。また、知見を持つNGOの意見も聞きつつ、積極的連携を図る。 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。 女子差別撤廃条約等の積極的遵守の観点から、女子差別撤廃条約や女子差別撤廃委員会の最終見解等の国内施策における実施・評価・監視体制を強化する。 上記最終見解に対する政府としての対応を十分に検討した上で、フォローアップ事項への対応及び女子差別撤廃条約第7回・第8回政府報告を作成し、同委員会に提出する。 	<p>内閣府、関係府省 内閣府、法務省、外務省、関係府省 全府省 内閣府、外務省、関係府省 内閣府、外務省、関係府省</p>
<p>イ 未締結の条約等に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。 パートタイム労働に関する条約（ILO第175号条約）、母性保護条約（ILO第183号条約）その他男女共同参画に関連の深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、締結に向けて積極的な対応を図る。 また、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO第111号条約）について、差別全般を禁止する人権擁護のための法律の成立に努めるとともに、このような法律の成立後において早期締結に向けての検討を図る。 	<p>内閣府、外務省、関係府省 内閣府、法務省、外務省、厚生労働省、関係府省</p>

2 男女共同参画の視点に立った国際貢献

施策の基本的方向
<p>ODAの計画立案から実施、評価にいたるプロセスにおいて、人間の安全保障及び男女共同参画の視点に立ってODAプログラム・プロジェクトを効果的に実施し、開発途上国におけるジェンダー主流化の促進を通じて、男女共同参画の推進並びに女性のエンパワーメントの達成及び地位向上に積極的に寄与する。また、平和構築の観点から、女性を被害者の側面でとらえるだけでなく、紛争の予防・管理・解決を含む政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する。</p>

具体的施策	担当府省
<p>ア 「ODA大綱」「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づく取組の推進</p> <p>①ODA政策における「ジェンダー主流化」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミレニアム開発目標の達成及び北京行動綱領の実現に向けて、政府開発援助大綱（平成4年6月30日閣議決定、平成15年8月29日改定。以下「ODA大綱」という。）に基づき、引き続き男女共同参画の視点を重要なものとして考え、ODAを適切に実施する。 ・ODA大綱やジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ（平成17年3月）に基づき、我が国のODA政策（国別援助計画等）を実施する際に男女共同参画の視点を反映させる。特に、女性の地位や福祉の向上を直接の目的としない開発政策においても、男女共同参画の視点をより一層反映するよう努める。また、ミレニアム開発目標のうち、母子保健分野等日本が実績を持つ保健・教育関連の目標達成に向けて取組を強化する。 ・男女共同参画の視点に立ったODAプログラム等の実施に関する質を含めた評価や監視体制を確立する。 ・個々の援助案件の実施に当たっては、必要に応じ、男女それぞれに及ぼす影響を把握し、男女共同参画にも資する援助内容とするように努める。 ・ジェンダー主流化の観点から、開発途上国の国内本部機構の整備・能力強化を支援する。 ・ODA政策決定機関・実施機関のジェンダー主流化のため、ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や、ジェンダー研修の実施、ジェンダー担当者の能力向上等により組織の体制整備に努める。特に、在外公館のODAジェンダー担当官及び独立行政法人国際協力機構（JICA）の在外事務所において、男女共同参画に関する情報を共有するとともに、この問題に取り組む現地関係者（女性問題担当局、国際機関現地事務所、現地NGO等）との情報交換をより活発に行い、ODAにおけるジェンダー主流化のための現地体制を整備する。また、国際協力に携わる者のGADに関する認識向上を促進するため、援助関係者に対し研修を実施する。研修の内容は、国内外における議論も踏まえつつ改善する。 <p>②国際機関等への支援と国際社会・NGO等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本が拠出しているUNDP（国連開発計画）パートナーシップ基金等の基金において、女性のエンパワーメント促進を含め男女共同参画の視点到配慮した案件に資金が重点的に配分されるよう努める。 ・男女共同参画を推進する援助案件の発掘及び実施に当たっては、開発途上国が互いの優れた開発経験や技術を学習し、共有することによって、開発を効果的に進めるための形態である「南南協力」も活用する。このため、開発途上国における専門家・研究機関・NGO等の知見も活用して、研修、人材交流、調査研究、その他援助関連事業を一層効果的に推進する。 ・開発途上国政府におけるジェンダー統計の整備・提供とこのための体制づくりを支援する。具体的には、政府としてこれら開発途上国の政府統計機関、国内本部機構、実際の統計使用者、関連する国際機関等との連携をより強化する。 	<p>担当府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・外国政府、国際機関、国内外NGO等との効果的な交流・連携・協力を強化する。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力等を通じて国内外のNGO等への支援を引き続き実施する。 ・ODAにおける各府省男女共同参画担当部署の明確化を図り、関係府省、援助実施機関、NGO等との連携を一層促進する。 ・人身取引は人権侵害であり、ODAを活用した人身取引被害者のエンパワーメント等、人間の安全保障の観点に基づく被害者支援を進める。あわせて、被害者の出身国等関係国との連携体制を強化し、国境を越えた人身取引の撲滅に貢献する。 	<p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p>
<p>③ODA政策の広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会（CSW）、経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD／DAC）等の国際会議において、男女共同参画を重視する我が国のODA政策を積極的に説明する。また様々な方法で国内外に我が国の男女共同参画を重視するODA政策や取組の状況について分かりやすい広報を行う。 	<p>外務省、関係府省</p>
<p>イ 女性の平和への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の平和への貢献を推進するため、「女性・平和・安全」に関する国連安全保障理事会決議第1325号、第1820号、第1888号及び第1889号を効果的に実施し、軍縮、紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。また、人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。 	<p>外務省、関係府省</p>
<p>ウ 国際機関・研究機関等との連携・協力推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連のジェンダー関係の4機関を統合する新たな機関（UN Women、平成23年1月正式発足）への積極的貢献を図る。 ・「ジェンダーと開発」分野の研究体制を強化する観点から、関係研究機関の連携の強化等を図る。 	<p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p>

3 対外発信機能の強化

施策の基本的方向	
<p>国際社会における日本の存在感及び評価を高めるために、様々な機会を利用して日本の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、国際会議（女子差別撤廃委員会、国連婦人の地位委員会等）の委員や日本政府代表などに、女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画し積極的な貢献ができるように努める。 ・また、在外公館における主要なポストの任命に際しても、任国の事情等も勘案しつつ、女性の登用を進める。 	<p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>外務省</p>

<p>イ 日本の特徴をいかしたテーマの対外発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の特徴をいかしたテーマの対外発信（防災や環境分野における男女共同参画の視点等）に努める。 <p>ウ NGO等との連携・協力推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、外国政府、国際機関、地方公共団体、国内外のNGO等との効果的な交流・連携・協力を強化する。 男女共同参画を推進するために、NGOの政府代表団への参加を継続するなど、政府とNGO等との連携・協力を進める。 <p>エ 国際会議におけるイニシアティブの発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> 国連アジア太平洋地域経済社会委員会（E S C A P）や、我が国のイニシアティブで始まった東アジア男女共同参画担当大臣会合等への積極的な貢献を図る。また、我が国で初めて開催したアジア太平洋経済協力（A P E C）女性関連会合（女性リーダーズネットワーク（W L N）会合、男女共同参画担当者ネットワーク（G F P N）会合、女性起業家サミット（W E S））等で構築されたネットワークをいかして、我が国の男女共同参画に関する取組を国際社会に発信する。 	<p>外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省 外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、経済産業省、関係府省</p>
---	--

第3部 推進体制

男女共同参画社会の形成には、第2部の各重点分野において述べた施策を総合的に展開するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要である。また、国の施策のみならず、地方公共団体、民間団体等が連携して国民全体で取組を推進していくことが重要である。さらに、第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解の実施状況を監視し、その後の取組に反映していくことが不可欠である。

このため、国内本部機構（ナショナル・マシーナリー）を強化するとともに、地方公共団体、民間団体等と有機的に連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むよう推進体制の強化を図る。

1 国内本部機構の強化

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議は、男女共同参画社会の形成を総合的に推進するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映する観点から内閣又は内閣府に置かれ、我が国の男女共同参画推進のための国内本部機構の中枢を形成している。今後も、内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣（男女共同参画）の下で、総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、監視機能、影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能・体制を更に強化する。

(1) 国内本部機構の組織・機能等の充実・強化

① 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

- ・国内本部機構の機能を十分に発揮できるよう、体制の強化を図るとともに、事務局機能の充実も図る。
- ・国内本部機構と多様な主体（地方公共団体、国立女性教育会館、各地の男女共同参画センター・女性センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）との連携を強化する。
- ・国内本部機構の運営に当たっては、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体を始めとする国民の幅広い意見を反映する。

② 男女共同参画会議の機能発揮

- ・男女共同参画会議は、内閣官房長官を議長とし、国内本部機構の中で重要な役割を果たしている。適時適切に重要な政策に関する提言を行うとともに、調査審議に当たって、専門調査会等を活用する。

③ 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催

- ・男女共同参画に関する関係府省の施策の一体的な推進を期すため、男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当者会議を機動的に開催する。

④ 男女共同参画推進本部担当部署の充実等

- ・国内本部機構が全体として有効に機能するよう、各府省における男女共同参画担当部署がそれぞれの府省の施策の企画・立案に積極的に関与し、当該施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握することを通じ、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるよう、その機能の充実を図る。

⑤ 男女共同参画推進連携会議等を通じた連携強化

- ・男女共同参画推進連携会議については、経済界や各種団体を始めとする各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るとともに、NPOやNGO、地縁団体など相互の交流や情報交換等の連携を強化するため、全国的な推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じたネットワーク形成の支援を図る。

(2) 総合的な推進体制の整備・強化等

① 行政職員の研修機会等の充実

- ・行政に携わる全ての国の職員が男女共同参画の視点を養うことができるように、研修機会や情報提供の充実を図る。

② 国際機関、諸外国の国内本部機構等との連携・協力の強化等

- ・男女共同参画社会の実現に向けた我が国の取組やその成果について積極的に海外へ発信するとともに、国際機関、諸外国の国内本部機構との連携協力に努める。また、これらの機関の男女共同参画に関する取組について積極的な情報収集を行い、国内に提供する。
- ・我が国と共通の課題を持つ、世界各国の男女共同参画分野における有識者との交流を図る。

③ 男女共同参画関連予算等の取りまとめ

- ・各年度において、第3次基本計画に掲げられた施策の推進に関連した予算額及び決算額を取りまとめ、公表する。取りまとめに当たっては、男女共同参画の推進の見地から当面特に留意すべき事項と、それ以外の事項に区分して行う。

2 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

(1) 第3次基本計画の実施状況についての監視機能の強化

- ・男女共同参画会議において、第3次基本計画における施策の進捗状況等を定期的に監視するとともに、必要に応じて取組の強化等を働きかける。また、その監視の結果については広く公表する。

(2) 女子差別撤廃委員会の最終見解についての監視機能の強化

- ・女子差別撤廃条約に基づく我が国の第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への対応に関し、男女共同参画会議においてその進捗状況を監視する。

(3) 苦情の処理等の対応の充実

- ・政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済については、行政相談委員を含む行政相談制度、人権擁護委員を含む人権擁護機関等の積極的な活用により、その機能の充実を図る。その際、行政相談委員、人権擁護委員について女性への積極的な委嘱に配慮するとともに、男女共同参画に関する認識を高めるための研修、情報提供等の充実を図る。また、苦情の処理等に当たっては、国は、地方公共団体の男女共同参画担当部署等との緊密な連携を図る。さらに、国内人権救済機関を設置する場合には、男女共同参画会議と当該機関との密接な連携を図る。

3 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実

男女共同参画会議は、政府の施策が男女共同参画社会の形成に配慮して企画・立案、実施されることを目的として、施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について、引き続き調査を行う。影響調査の結果を踏まえ、必要に応じて、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べ、今後の施策の企画・立案、実施の際に活用されるよう働きかける。また、影響調査の結果を広く国民に公表する。

4 地方公共団体や民間団体等における取組への支援（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター・女性センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）

男女共同参画社会の実現には、地域において身近な男女共同参画を推進することが重要である。このため、地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター・女性センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等が地域における多様な主体と連携・協働を強化することを促進する。また、国は、地方公共団体や民間団体等とともに一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進する。

① 地方公共団体との連携の強化

- ・都道府県に対しては、関連施策の着実な一層の推進、市町村への働きかけ等のために、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。
- ・市町村に対しては、推進体制の整備充実、関連施策の着実な一層の推進のため、情報提供、研修機会の提供、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。

② 地方公共団体への支援の推進

- ・地方公共団体に対して、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画の策定に当たって、情報提供を行う。とりわけ、市町村に対しては、計画の策定に資するよう、参考となる資料を作成、提供し、その支援を図る。
- ・先進事例等の収集・分析、全国的な男女共同参画の進捗状況等のデータ・意見の収集、施策評価の手法の研究などを行い、地方公共団体等に対してこれらの成果を提供し、地域における男女共同参画推進を支援する。
- ・男女共同参画推進へのリーダーシップ発揮について地方公共団体の首長等への働きかけを行う。
- ・地方公共団体が男女共同参画社会の形成の促進に関する条例を制定しようとする場合、必要に応じて、他の地方公共団体の状況を含め、適切な情報提供を行う。
- ・都道府県・政令指定都市の自主的な取組を支援するため、各界各層の国民、民間団体、行政機関関係者が一堂に会する連携の場を設け、地域における男女共同参画社会の形成に向けての気運を広く醸成する。
- ・男女共同参画宣言都市奨励事業の実施などを通じて、「男女共同参画宣言都市」となることを宣言する市町村に対する支援を行う。

③ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の充実

- ・男女共同参画センター・女性センター等は、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等多様な機能を有しており、NPO、NGOや住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点であり、これらの拠点が一層充実し、役割が明確にされ、男女共同参画社会基本法の理念に則した運営と有機的な連携が図られるよう支援する。

- ・地域における課題解決や実践的活動につながる知識習得、それぞれの地域における人々の課題の把握・解決のための情報提供、人材の発掘・育成など男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実が図られるよう支援するほか、男女共同参画センター・女性センター等を拠点とする団体とその他の地域団体とをつなげるなどの役割を男女共同参画センター・女性センター等が果たすことを促進する。
- ・男女共同参画センター・女性センター等を運営する指定管理者について、男女共同参画施策等を十分理解していることや、地方公共団体の男女共同参画施策を踏まえた事業実施能力が必要である。このため、指定管理者の選定基準について検討し、男女共同参画センター・女性センター等の設置の趣旨目的に合った効果的な管理運営がなされるよう促す。また、職員の意見が男女共同参画センター・女性センター等の運営に反映されるシステムを促す仕組みづくりを促進する。
- ・国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、国内外の人材の育成を図るため研修・交流を行うとともに、女性教育に関する調査研究の成果や会館に集積された専門的な情報の提供等を通じて全国の男女共同参画センター・女性センター等のネットワークの中核を担うなど、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を更に支援する。また、大学等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進する。
- ・働く女性や働くことを希望する女性を支援する拠点において、支援プログラム・ノウハウ等を開発するとともに、それらを地方自治体やセンター等に提供するため、講師派遣、情報提供を行うほか、地方自治体やセンター等とのネットワークの強化を図り、活動の支援を行う。

④ NPO、NGO、地縁団体との連携強化

- ・男女共同参画に関する様々な分野で、独自の視点に立って自主的な活動を展開しているNPOやNGO、地縁団体が、男女共同参画社会の実現に果たす役割は極めて大きく、また、こうした活動そのものが「新しい公共」の一部であり、かつ、「新しい公共」の広がりに向けたネットワークの構築に資するものである。このため、NPO、NGO、地縁団体との情報の共有を一層促進する。
- ・全国的な男女共同参画推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じた地域の連携体制づくりを進め、NPOやNGO、地縁団体など相互の交流や情報交換等のネットワークづくりを充実させる。
- ・男女共同参画の推進を支援するため、特定非営利活動法人を対象とした税制優遇措置の充実などの支援を検討する。

⑤ 大学、企業、経済団体、労働組合等との連携強化

- ・男女共同参画の視点での分野横断的・全国的なネットワークを構築するため、大学や企業、経済団体、労働組合等に対し、地域での男女共同参画の実現に向けた様々な活動に当たって連携・協力を依頼する。